



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 19 号 令和元年 5 月 31 日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
7 5	平成 30 年度徳島県病院事業会計補正予算 (第 2 号) の要領を公表する件	財政課
7 6	公営企業の業務状況を公表する件	同
7 7	土地改良区の定款の変更を認可した件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
7 8	同	同
7 9	同	同
8 0	同	同
8 1	都市計画法施行条例の規定に基づき道路を 指定する件の一部を改正する件	都市計画課

【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
	特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を 改正する規則	

【監査委員公表】

番 号	表 題	担当課名
1	包括外部監査結果報告に対する措置状況	

徳島県告示第七十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により平成三十一年三月十八日に専決処分した平成三十年度徳島県病院事業会計補正予算（第二号）の要領を次のとおり公表する。

令和元年五月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県経営戦略部財政課、県庁ふれあいセンター及び県民センターに備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県告示第七十六号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第四十条の二の規定により、平成三十年代下半期分の徳島県病院事業、徳島県電気事業、徳島県工業用水道事業、徳島県土地造成事業及び徳島県駐車場事業の業務の状況を次のとおり公表する。

令和元年五月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県経営戦略部財政課に備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県告示第七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年五月三十一日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
吉野川市山川町 川田西土地改良区	平成三十一年四月十五日

徳島県告示第七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年五月三十一日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
阿波市市場町 市場中央土地改良区	平成三十一年四月十五日

徳島県告示第七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年五月三十一日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
阿南市桑野町 桑野土地改良区	平成三十一年四月十六日

徳島県告示第八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年五月三十一日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
徳島市不動西町 不動土地改良区	平成三十一年四月十八日

徳島県告示第八十一号

平成二十六年徳島県告示第二百二十三号（都市計画法施行条例の規定に基づき道路を指定する件）の一部を次のように改正し、令和元年五月三十一日以後に申請がなされたものに係る許可について適用する。

令和元年五月三十一日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

表県道松茂吉野線の項の次に次のように加える。

県道小松島港線	小松島市道江田二号线との交点	一般国道五五号との交点
---------	----------------	-------------

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年五月三十一日

徳島県人事委員会委員長 笹 谷 正 廣

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則（規則六一六）の一部を次のように改正する。

第三条中「炭疽」を「炭疽^そ」に、「鼻疽」を「鼻疽^そ」に改める。

第四条中「及び低病原性鳥インフルエンザ」を「、低病原性鳥インフルエンザ及び豚コレラ」に改める。

第五条中「牛」の下に「又は豚」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第四条及び第五条の規定は、平成三十一年二月十八日から適用する。

徳島県監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき，徳島県知事等から包括外部監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので，同項の規定により次のとおり公表する。

令和元年5月31日

徳島県監査委員
 同
 同
 同
 同
 矢近井岩山
 田藤関佐西
 光佳義国
 穂
 等男理弘朗

平成26年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置

監査テーマ：徳島県の病院事業の財務に関する事務の執行全般並びに地方独立行政法人徳島県鳴門病院の財務に関する事務の執行全般

病院局

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
33-36	6 退職給付引当金	<p>退職給与引当金（新会計制度では退職給付引当金）の処理について，年度によって計上方法が変更されるなど，妥当とは言いがたい処理がなされていた。また，新会計制度における計上額については，新会計基準を正しく理解し適正な金額を計上するようにすべきである。</p> <p>さらに，人事交流のあった退職者の退職給付引当金を取崩す金額は，病院局が負担する金額の全額とし，その処理年度は発生年度とすべきである。（意見）</p>	<p>人事交流のあった退職者の退職給付引当金の取り崩しに伴う会計処理について，関係部局（知事部局）と協議を行ったが，知事部局からの繰出金には予算措置が必要であり，この予算措置を退職年度の最終補正予算編成時期までに行うことは不可能である。</p> <p>このため，病院局において定年退職した職員の分については退職年度に処理できるが，病院局において定年退職以外で退職した職員の分及び他部局で退職した職員の分については退職年度では処理できず，翌年度に行わざるを得ない。 （病院局経営改革課）</p>	措置済み
			<p><参考：平成27年9月30日公表分> 平成26年度から新会計基準に沿った適正な金額を計上した。</p> <p>なお，人事交流のあった退職者の退職給付引当金の取り崩しに伴う会計処理については，関係部局と協議を進める。 （病院局経営企画課）</p>	検討中

中央病院

報告書	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
-----	----	--------	--------	------

ページ				
93-95	14 医薬品等の管理	<p>医薬品については、医薬品倉庫の出入庫だけでなく、調剤棚での出入りもきちんとチェックして、適正に管理すべきである。(意見)</p>	<p>新たなシステムの導入の検討や管理方法、手順について見直す必要があることから、他県の状況の調査を行い、適正な管理方法について検討を行った。</p> <p>以前は、医薬品倉庫内及び調剤棚の抗がん剤等リスクの高い医薬品や高額な医薬品等の出入庫数、在庫数を確認するとどまっていたが、新システムの導入に伴い、薬剤部門システムの統計ツールでオーダーに基づく医薬品の使用量の算出が可能になった。この結果、平成31年3月から、調剤棚も含めて医薬品の使用量、購入量、実施棚卸数量等を比較し、医薬品の重要度に応じた細やかな管理を行っている。</p> <p>(中央病院事務局総務課・薬剤局)</p>	措置済み
			<p><参考：平成27年9月30日公表分></p> <p>意見のとおり、使用量、廃棄量、残量の細かなチェックを実施するためには、新たなシステムの導入の検討や管理方法、手順について見直す必要があることから、他県の状況の調査を行い、適正な管理方法について検討を行う。</p> <p>(中央病院事務局総務課・薬剤局)</p>	検討中

地方独立行政法人徳島県鳴門病院

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
160-161	3 返戻レセプトの取り扱い	<p>返戻レセプトの管理は返戻・過誤調整の一覧を基に行われているが、実際には再請求済みであるにもかかわらず処理日空白のまま放置されているものがあるなど適切な管理がなされているとは言いがたい。</p> <p>また、返戻レセプトにかかわる診療報酬については適切とは言いがたい会計処理が行われているが、返戻を受けた場合であっても、再請求不可能なものは別にして診療報酬債権自体は消滅しないため、会計処理は不要である。(意見)</p>	<p>返戻レセプトに係る診療報酬の会計処理について監査法人に相談したところ、年度決算時点において未請求となっている返戻レセプトを一括して収益に計上することが望ましいとの見解を得て、平成29年度決算から収益計上を行った。</p> <p>(地方独立行政法人徳島県鳴門病院事務局医事課、経理課)</p>	措置済み
			<p><参考：平成27年9月30日公表分></p> <p>レセプト提出後2ヶ月から1年以上前のレセプトが返戻されている。まず、このような時間のかかっているレセプトについては、その内容を検討し、返戻レセプトを少なくすることに努めている。</p> <p>返戻レセプトの管理について、意見を受け、医事業務委託業者に対し、返戻レセプト記録の速やかな記載を指導した。さらに、平成26年10月から毎月、医事課において、総合医療情報・医事システムのデータと照合することにより、記載漏れ防止のチェックを徹底している。</p> <p>さらに、返戻レセプトに係る診療報酬の会計処理について</p>	検討中

			は、意見を受け、院内の関係部署の協議、監査法人への相談等、検討していく。 (地方独立行政法人徳島県鳴門病院事務局医事課、経理課)	
161-162	4 未収金	<p>医業未収金の管理をもっと厳格にすべきである。 回収すべきは手順を踏んで回収を試みるべきであり、回収可能性がない未収金についても手順を踏んで放棄するなどして管理の負担の軽減化を図るべきである。 未収金の管理についてはその手順の見直しを含めて改めて検討すべきである。(意見)</p>	<p>平成27年度に徳島県鳴門病院患者窓口未収金管理事務取扱要領等を制定し、電話・文書による督促手順等を明確にするなど、医業未収金の管理をより厳格に行うこととした。 平成30年度からは自宅訪問による督促を強化し、効果を上げている。 また、回収可能性がない未収金については、平成29年度決算において不納欠損処理を行った。 (地方独立行政法人徳島県鳴門病院事務局医事課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成27年9月30日公表分> 意見を受け、窓口会計マニュアルを見直すとともに、回収手順に沿った適正な債権管理に努めている。 不良債権処理については、平成26年度決算において貸倒引当金を計上した。 また、債権放棄の手順については、定めていく。 (地方独立行政法人徳島県鳴門病院事務局医事課)</p>	<p>措置済み</p> <p>-----</p> <p>検討中</p>

平成27年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置
監査テーマ：過去の包括外部監査結果に対する措置状況の検証

平成20年度「指定管理者制度導入施設における管理者の選定、事務執行及び管理運営について」

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
49-50	第9 徳島県日峯大神子広域公園，徳島県文化の森総合公園 1 審査方法	<p>外部監査人の指摘・意見については、すべて対応状況を記載すべきである。審査過程の客観性の確保のためには面接の実施だけでは十分ではないと思われるし、少なくとも外部監査人が意見を述べた面接等の公開について何ら言及していないのは措置の記載としては不十分である。なお、面接の公開が困難であるにしても、他県で実施されているような選定委員会の議事録のホームページ上の公表等も検討してみる必要があるのではないか。(意見)</p>	<p>選定委員会の議事録公表について、制度所管課と検討を行った。その結果、平成30年度以降に開催される選定委員会の議事概要を選定結果の公表の一部として、ホームページ上で公表することとした。 (県土整備政策課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成28年9月30日公表分> 面接の実施については、選定委員会の判断で決定し、申請団体の個別情報が含まれていることから、非公開としている。制度所管課によると、他の都道府県においても、面接については、ほぼ非公開で行われている。</p>	<p>措置済み</p> <p>-----</p> <p>検討中</p>

			<p>また、選定理由については、ほとんどの都道府県において公表されており、本県も選定結果の公表時に選定委員名や選定理由、選定委員会での審議概要等を公表している。</p> <p>選定委員会の議事録公開（ホームページ）については、県土整備部だけの問題ではないこと、公開している都道府県もあることなどから、制度所管課と協議するなど検討を行いたい。</p> <p style="text-align: right;">（県土整備政策課）</p>
52-53	第10 徳島県鳴門ウチノ海総合公園		
	1 審査方法	<p>外部監査人の指摘・意見については、すべて対応状況を記載すべきである。審査過程の客観性の確保のためには面接の実施だけでは十分でないと思われるし、少なくとも外部監査人が意見を述べた面接等の公開について何ら言及していないのは措置の記載としては不十分である。なお、面接の公開が困難であるにしても、他県で実施されているような選定委員会の議事録のホームページ上の公表等も検討してみる必要があるのではないか。（意見）</p>	<p>選定委員会の議事録公表について、制度所管課と検討を行った。その結果、平成30年度以降に開催される選定委員会の議事概要を選定結果の公表の一部として、ホームページ上で公表することとした。</p> <p style="text-align: right;">（県土整備政策課）</p> <p style="text-align: center;">-----</p> <p><参考：平成28年9月30日公表分> 面接の実施については、選定委員会の判断で決定し、申請団体の個別情報が含まれていることから、非公開としている。制度所管課によると、他の都道府県においても、面接については、ほぼ非公開で行われている。</p> <p>また、選定理由については、ほとんどの都道府県において公表されており、本県も選定結果の公表時に選定委員名や選定理由、選定委員会での審議概要等を公表している。</p> <p>選定委員会の議事録公開（ホームページ）については、県土整備部だけの問題ではないこと、公開している都道府県もあることなどから、制度所管課と協議するなど検討を行いたい。</p> <p style="text-align: right;">（県土整備政策課）</p>
56-57	第11 徳島県月見が丘海浜公園		
	1 審査方法	<p>外部監査人の指摘・意見については、すべて対応状況を記載すべきである。審査過程の客観性の確保のためには面接の実施だけでは十分でないと思われるし、少なくとも外部監査人が意見を述べた面接等の公開について何ら言及していないのは措置の記載としては不十分である。なお、面接の公開が困難であるにしても、他県で実施されているような選定委員会の議事録のホームページ上の公表等も検討してみる必要があるのではないか。（意見）</p>	<p>選定委員会の議事録公表について、制度所管課と検討を行った。その結果、平成30年度以降に開催される選定委員会の議事概要を選定結果の公表の一部として、ホームページ上で公表することとした。</p> <p style="text-align: right;">（県土整備政策課）</p> <p style="text-align: center;">-----</p> <p><参考：平成28年9月30日公表分> 面接の実施については、選定委員会の判断で決定し、申請団体の個別情報が含まれていることから、非公開としている。制度所管課によると、他の都道府県においても、面接については、ほぼ非公開で行われている。</p>

			<p>また、選定理由については、ほとんどの都道府県において公表されており、本県も選定結果の公表時に選定委員名や選定理由、選定委員会での審議概要等を公表している。</p> <p>選定委員会の議事録公開（ホームページ）については、県土整備部だけの問題ではないこと、公開している都道府県もあることなどから、制度所管課と協議するなど検討を行いたい。</p> <p style="text-align: right;">（県土整備政策課）</p>
59-60	第12 徳島県富田浜第一駐車場，徳島県富田浜第二駐車場，徳島県幸町駐車場		
	1 審査方法	<p>外部監査人の指摘・意見については、すべて対応状況を記載すべきである。審査過程の客観性の確保のためには面接の実施だけでは十分ではないと思われるし、少なくとも外部監査人が意見を述べた面接等の公開について何ら言及していないのは措置の記載としては不十分である。なお、面接の公開が困難であるにしても、他県で実施されているような選定委員会の議事録のホームページ上の公表等も検討してみる必要があるのではないか。（意見）</p>	<p>選定委員会の議事録公表について、制度所管課と検討を行った。その結果、平成30年度以降に開催される選定委員会の議事概要を選定結果の公表の一部として、ホームページ上で公表することとした。</p> <p style="text-align: right;">（県土整備政策課）</p> <p>-----</p> <p><参考：平成28年9月30日公表分> 面接の実施については、選定委員会の判断で決定し、申請団体の個別情報が含まれていることから、非公開としている。制度所管課によると、他の都道府県においても、面接については、ほぼ非公開で行われている。</p> <p>また、選定理由については、ほとんどの都道府県において公表されており、本県も選定結果の公表時に選定委員名や選定理由、選定委員会での審議概要等を公表している。</p> <p>選定委員会の議事録公開（ホームページ）については、県土整備部だけの問題ではないこと、公開している都道府県もあることなどから、制度所管課と協議するなど検討を行いたい。</p> <p style="text-align: right;">（県土整備政策課）</p>

平成28年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置
監査テーマ：人口減少対策に関する事業全般について

人口増に直接寄与するもの

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
	2	おなかの赤ちゃんサポート事業		
		ア 事業遂行手続の適法性・妥当性		

16	<p>(F) 高精度超音波診断装置の整備</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="461 225 1200 576"> <p>本事業の適法性・妥当性については、補助事業者である国立大学法人徳島大学の実績報告を書面で確認するだけでなく、責任者等に質問し、回答を得ることも必要な手続だと思われる。(意見)</p> </td> <td data-bbox="1200 225 2002 368"> <p>平成29年度以降も高精度な超音波装置を購入するような補助事業は行っていないが、今後、同様の事業を行う場合には、必要に応じ、書面以外の確認を行うことに努める。 (健康増進課)</p> </td> <td data-bbox="2002 225 2159 368">(その後の取組)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 368 1200 576"></td> <td data-bbox="1200 368 2002 576"> <p><参考：平成29年9月29日公表分> 本事業は平成28年度に廃止済みであるが、意見の趣旨を踏まえ、今後、類似の補助事業においては、必要に応じ、書面以外の確認を行うことについて、課内会議で周知徹底を図った。 (健康増進課)</p> </td> <td data-bbox="2002 368 2159 576">措置済み</td> </tr> </table>	<p>本事業の適法性・妥当性については、補助事業者である国立大学法人徳島大学の実績報告を書面で確認するだけでなく、責任者等に質問し、回答を得ることも必要な手続だと思われる。(意見)</p>	<p>平成29年度以降も高精度な超音波装置を購入するような補助事業は行っていないが、今後、同様の事業を行う場合には、必要に応じ、書面以外の確認を行うことに努める。 (健康増進課)</p>	(その後の取組)		<p><参考：平成29年9月29日公表分> 本事業は平成28年度に廃止済みであるが、意見の趣旨を踏まえ、今後、類似の補助事業においては、必要に応じ、書面以外の確認を行うことについて、課内会議で周知徹底を図った。 (健康増進課)</p>	措置済み
<p>本事業の適法性・妥当性については、補助事業者である国立大学法人徳島大学の実績報告を書面で確認するだけでなく、責任者等に質問し、回答を得ることも必要な手続だと思われる。(意見)</p>	<p>平成29年度以降も高精度な超音波装置を購入するような補助事業は行っていないが、今後、同様の事業を行う場合には、必要に応じ、書面以外の確認を行うことに努める。 (健康増進課)</p>	(その後の取組)					
	<p><参考：平成29年9月29日公表分> 本事業は平成28年度に廃止済みであるが、意見の趣旨を踏まえ、今後、類似の補助事業においては、必要に応じ、書面以外の確認を行うことについて、課内会議で周知徹底を図った。 (健康増進課)</p>	措置済み					
17-19	<p>イ 事業評価の有効性</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="461 639 1200 1161"> <p>徳島県の各死亡率については改善傾向にあるが、全国平均と比べるとその数値は決して良好とは言えない。特に乳児死亡率は2.5(全国5位)、新生児死亡率は1.3(全国7位)となっており、その原因究明が今後重要になってくるものと思われる。そしてその過程において本事業が乳児死亡率および新生児死亡率の改善にどれほど貢献しているのかを調査・検討するとともに、適切な評価基準を設定して頂きたい。(意見)</p> </td> <td data-bbox="1200 639 2002 863"> <p>平成25年度から周産期医療協議会に設置している専門部会において、乳児死亡の原因究明に努めているところである。 なお、本県の乳児死亡率については、平成28年3.0から平成29年1.9に、新生児死亡率については、平成28年1.1から平成29年0.9となり、全国平均まで改善した。 (健康増進課)</p> </td> <td data-bbox="2002 639 2159 863">(その後の取組)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 863 1200 1161"></td> <td data-bbox="1200 863 2002 1161"> <p><参考：平成29年9月29日公表分> 本事業は平成28年度に廃止済みのため、本事業の効果に係る調査・検討や評価基準の設定は困難であるが、頂いた御意見のとおり、乳児・新生児死亡率が全国平均より高い原因の究明は非常に重要であると考えており、乳児死亡症例を分析・検討するため、平成25年度から設置している徳島県周産期医療協議会専門部会において、引き続き原因究明に努める。 (健康増進課)</p> </td> <td data-bbox="2002 863 2159 1161">措置済み</td> </tr> </table>	<p>徳島県の各死亡率については改善傾向にあるが、全国平均と比べるとその数値は決して良好とは言えない。特に乳児死亡率は2.5(全国5位)、新生児死亡率は1.3(全国7位)となっており、その原因究明が今後重要になってくるものと思われる。そしてその過程において本事業が乳児死亡率および新生児死亡率の改善にどれほど貢献しているのかを調査・検討するとともに、適切な評価基準を設定して頂きたい。(意見)</p>	<p>平成25年度から周産期医療協議会に設置している専門部会において、乳児死亡の原因究明に努めているところである。 なお、本県の乳児死亡率については、平成28年3.0から平成29年1.9に、新生児死亡率については、平成28年1.1から平成29年0.9となり、全国平均まで改善した。 (健康増進課)</p>	(その後の取組)		<p><参考：平成29年9月29日公表分> 本事業は平成28年度に廃止済みのため、本事業の効果に係る調査・検討や評価基準の設定は困難であるが、頂いた御意見のとおり、乳児・新生児死亡率が全国平均より高い原因の究明は非常に重要であると考えており、乳児死亡症例を分析・検討するため、平成25年度から設置している徳島県周産期医療協議会専門部会において、引き続き原因究明に努める。 (健康増進課)</p>	措置済み
<p>徳島県の各死亡率については改善傾向にあるが、全国平均と比べるとその数値は決して良好とは言えない。特に乳児死亡率は2.5(全国5位)、新生児死亡率は1.3(全国7位)となっており、その原因究明が今後重要になってくるものと思われる。そしてその過程において本事業が乳児死亡率および新生児死亡率の改善にどれほど貢献しているのかを調査・検討するとともに、適切な評価基準を設定して頂きたい。(意見)</p>	<p>平成25年度から周産期医療協議会に設置している専門部会において、乳児死亡の原因究明に努めているところである。 なお、本県の乳児死亡率については、平成28年3.0から平成29年1.9に、新生児死亡率については、平成28年1.1から平成29年0.9となり、全国平均まで改善した。 (健康増進課)</p>	(その後の取組)					
	<p><参考：平成29年9月29日公表分> 本事業は平成28年度に廃止済みのため、本事業の効果に係る調査・検討や評価基準の設定は困難であるが、頂いた御意見のとおり、乳児・新生児死亡率が全国平均より高い原因の究明は非常に重要であると考えており、乳児死亡症例を分析・検討するため、平成25年度から設置している徳島県周産期医療協議会専門部会において、引き続き原因究明に努める。 (健康増進課)</p>	措置済み					
19	<p>ウ 事業内容の有効性・効率性</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3" data-bbox="253 1225 2159 1289">(1) 胎児超音波精密スクリーニング等に係る人材育成</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 1289 1200 1412"> <p>本事業は、一般的な超音波検診では発見しがたい胎児の異常等を早期発見・早期診断し、妊娠中や出産直後の効果的な治療につなげ、予後の改善や救命することを目的とした事業であり、出生率の向上、延いては少子化対</p> </td> <td data-bbox="1200 1289 2002 1412"> <p>平成29年度以降は、本県の総合周産期母子医療センターに指定されている徳島大学病院において、専門医師を招いての研修会の開催(外部産科医療機関の医師も参加)や各種事例検討等を行うなど、人材育成に取り組んでいるところであ</p> </td> <td data-bbox="2002 1289 2159 1412">(その後の取組)</td> </tr> </table>	(1) 胎児超音波精密スクリーニング等に係る人材育成			<p>本事業は、一般的な超音波検診では発見しがたい胎児の異常等を早期発見・早期診断し、妊娠中や出産直後の効果的な治療につなげ、予後の改善や救命することを目的とした事業であり、出生率の向上、延いては少子化対</p>	<p>平成29年度以降は、本県の総合周産期母子医療センターに指定されている徳島大学病院において、専門医師を招いての研修会の開催(外部産科医療機関の医師も参加)や各種事例検討等を行うなど、人材育成に取り組んでいるところであ</p>	(その後の取組)
(1) 胎児超音波精密スクリーニング等に係る人材育成							
<p>本事業は、一般的な超音波検診では発見しがたい胎児の異常等を早期発見・早期診断し、妊娠中や出産直後の効果的な治療につなげ、予後の改善や救命することを目的とした事業であり、出生率の向上、延いては少子化対</p>	<p>平成29年度以降は、本県の総合周産期母子医療センターに指定されている徳島大学病院において、専門医師を招いての研修会の開催(外部産科医療機関の医師も参加)や各種事例検討等を行うなど、人材育成に取り組んでいるところであ</p>	(その後の取組)					

20		策に直接的に有効な事業であると言える。 そのため研修会・セミナーの回数および参加者を増加させ、胎児超音波精密スクリーニングに係る人材をより多く育成していく必要がある。 また、施設見学もその施設先を探索し、より多くの参加者を募ることにより事業内容を充実していくことが必要ではないだろうか。(意見)	る。 (健康増進課)	措置済み
			<参考：平成29年9月29日公表分> 本事業は平成28年度に廃止済みであり、胎児超音波精密スクリーニングに係る人材育成については、今後、総合周産期母子医療センターに指定している徳島大学病院が中心となり行う。 (健康増進課)	
	(ウ) 妊婦喫煙対策研修会の開催	本事業の有効性・効率性は、より多くの保健師等の方に本研修会を受講して頂き、より多くの妊婦に対し禁煙指導・喫煙対策の強化を行っていくことにある。 平成27年度はわずか1回しか開催されておらず、その効果は僅少といわざるを得ない。さらに平成28年度以降は実施する予定はなく、普及啓発に形を変えるということである。 予算上の問題もあると思われるが、本事業の有効性を高めるためにも、今後は当該研修会を数多く開催するとともに、保健師等を中心とした普及啓発に努めて頂きたい。(意見)	妊婦の喫煙対策については、各保健所において実施している母子保健に係る研修会や市町村保健師等と連携した会議等あらゆる機会を捉え、平成29年2月に作成したリーフレットの活用も図りながら普及啓発に継続的に取り組んでいるところである。 (健康増進課)	(その後の取組)
			<参考：平成29年9月29日公表分> 本事業は平成28年度に廃止済みであり、当該研修会の開催予定はないが、意見の趣旨を踏まえ、妊娠届出時等、妊婦に直接啓発・指導する機会のある市町村保健師と連携し、平成29年2月新たに作成した妊婦の喫煙に関する啓発用リーフレットの活用も図りながら、引き続き妊婦の喫煙対策に努める。 (健康増進課)	措置済み

育児環境の充実に寄与するもの

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
23	1 保育人材確保等推進事業			
	ア 事業遂行手続の適法性・妥当性			
	(ア) 保育人材就職等促進事業	委託業務完了報告書を読むだけでは、他の事業が紛れ込んでいるように見えるため、少なくとも本事業に含まれるものなのかどうかの区別がつくように記載させるべ	平成29年度及び平成30年度においても保育人材就職等促進事業の委託業務完了報告書において、委託事業以外の関連事業については、明確に区分して記載させた。	(その後の取組)

	きである。(意見)	(次世代育成・青少年課)	
		<p><参考：平成29年9月29日公表分> 平成28年度保育人材就職等促進事業の委託業務完了報告書において、委託事業以外の関連事業については、明確に区分して記載させた。</p> <p>(次世代育成・青少年課)</p>	措置済み
	イ 事業評価の有効性		
24-25	(ア) 保育人材就職等促進事業		
	具体的な達成目標を設定した場合には、簡単な記載で十分であるから、それを取りまとめた資料を作成しておくべきである。(意見)	平成30年度においても個々の事業ごとに達成目標を設定するだけでなく、事業全体として達成目標をまとめた資料を作成した。	(その後の取組)
		(次世代育成・青少年課)	
		<p><参考：平成29年9月29日公表分> 平成29年度から個々の事業ごとに達成目標を設定するだけでなく、事業全体として達成目標をまとめた資料を作成した。</p> <p>(次世代育成・青少年課)</p>	措置済み
25-26	(イ) 保育士資格等取得支援事業		
	最終的な目標を見据えて、年度ごとの達成目標も設定しておくことが必要であり、次年度以降は、そのようにすべきである。(意見)	<p>県では、平成31年度末には全ての幼保連携認定こども園の職員が「保育士資格」及び「幼稚園教諭免許」の両方を保有することを目標として設定していた。</p> <p>しかし、国の調査(平成30年4月1日時点)によると、県内の幼保連携認定こども園の職員のうち、片方しか取得できていない者は91人であり、そのうち平成30年度中の取得予定者は約31%であった。</p> <p>全国の状況として、幼保連携型認定こども園の施設数の増加に伴い、片方の免許状又は資格しか保有していない職員の数も一定数あることから、国においては、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例」を5年間延長することとなった。</p> <p>県内の状況としても、幼保連携型認定こども園の施設数が年々増加しており、取得対象者も増加していくことが予想されることから、県においても、国が毎年実施している「認定こども園に関する調査」をもとに、免許状・資格の取得状況を把握しながら、平成31年度末と設定していた目標を5年間延長することとした。</p>	(その後の取組)

			(次世代育成・青少年課)
		<p><参考：平成30年5月31日公表分> 国の調査に併せて、平成30年2月に幼保連携型認定こども園の職員の「保育士資格」または「幼稚園教諭免許」のどちらか一方しか保有していない職員を把握するため調査を実施した。この調査結果をもとに、平成31年度末には全ての幼保連携認定こども園の職員が「保育士資格」及び「幼稚園教諭免許」の両方を保有することを目標として設定した。 (次世代育成・青少年課)</p>	措置済み
		<p><参考：平成29年9月29日公表分> 平成29年度中に幼保連携型認定こども園の職員の「保育士資格」及び「幼稚園教諭免許状」の保有状況を調査した上で、平成31年度までの資格等取得支援人数目標を設定する。 (次世代育成・青少年課)</p>	検討中
26	(I) 現任保育士等研修事業		
	<p>具体的な達成目標を設定した場合には、簡単な記載で十分であるから、それを取りまとめた資料を作成しておくべきである。(意見)</p>	<p>平成30年度においても研修を企画する段階において具体的な参加人数等の目標を設定し、資料を作成した。 (次世代育成・青少年課)</p>	(その後の取組)
		<p><参考：平成29年9月29日公表分> 平成29年度から研修を企画する段階において具体的な参加人数等の目標を設定し、資料を作成した。 (次世代育成・青少年課)</p>	措置済み
27	(イ) 認可外保育施設研修事業		
	<p>具体的な達成目標を設定した場合には、それを示す資料を作成しておくべきである。(意見)</p>	<p>平成30年度においても研修を企画する段階において具体的な参加人数等の目標を設定し、資料を作成した。 (次世代育成・青少年課)</p>	(その後の取組)
		<p><参考：平成29年9月29日公表分> 平成29年度から研修を企画する段階において具体的な参加人数等の目標を設定し、資料を作成した。 (次世代育成・青少年課)</p>	措置済み
	ウ 事業内容の有効性・効率性		
27-28	(7) 保育人材就職等促進事業		

		<p>参加者数が目標定員に達していない事業については、参加者が少ないことの原因を探り、その原因を解消して、参加者を増やすよう努めなければならない。(意見)</p>	<p>平成30年度においても潜在保育士研修会の実施にあたっては、参加者のニーズに合った集客力のある講師を選定した結果、平成30年度の参加者は161名(定員190名)という十分な結果が得られた。 (次世代育成・青少年課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成30年5月31日公表分> 参加者が少なかった潜在保育士研修会について、平成29年度事業の実施にあたっては、参加者のニーズに合った集客力のある講師を選定することにより見直しを行った。 その結果、平成27年度の参加者は54名(定員120名)であったが、平成29年度の参加者は133名(定員120名)という十分な結果が得られた。 (次世代育成・青少年課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成29年9月29日公表分> 参加者が少ない事業について、委託先及び関係機関等との協議の場を設け、原因を把握するとともに、目標達成に向けた方策について検討する。 (次世代育成・青少年課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p> <p>検討中</p>
33-34	2	<p>シニア子育てサポーター支援事業</p> <p>ウ 事業内容の有効性・効率性</p>	<p>平成27年度は参加者の大多数が女性であったことから、今後、シニアの子育て支援の裾野を広げていくため、シニア男性の子育て支援への参加を増やす必要があるとの判断のもと、平成28年度に団塊世代の男性に子育て支援の協力を求めることを念頭に事業を計画したことは適切な判断だと思われる。今後も、実際に事業に参加した者や事業に関与したシニア団体にアンケートをとり、個々の意見を聞きながら、事業を進めていくうえでの改善点を見つけながら、具体的な事業計画に反映させていくべきである。</p> <p>また、「シニアボランティアの手引き」など本事業の成果は有用性の高いものと思われるので、シニアの子育てに実際に活用してもらうのが望ましい。「シニアボランティアの手引き」など本事業の成果はインターネットで公開しているのだから、実際により広く活用されるよう、インターネットで公開しているという情報自体を積極的に広報するよう努めるべきである。</p> <p>このほか、今後、個々の事業参加者にアンケートをと</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>
			<p>平成30年度も、シルバー大学校で子育て支援研修会の実施団体を通じて、活動内容などを聴取した。研修終了者等は、ファミリー・サポート・センターの提供会員に登録したり、地域の子育て支援団体のイベントにボランティアで参加したり、新たにシニアによる託児グループの立ち上げ(準備中)など、各種の子育て支援活動に携わっていることを把握した。</p> <p>また、「シニアボランティアの手引き」については、シルバー大学校やシルバー人材センター連合会が行うシニア向け子育て支援講座で配付したり、栄養士の団体が実施する研修のテキストとして活用されている。 (次世代育成・青少年課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成29年9月29日公表分> シニア子育てサポーター支援事業は平成28年度で廃止済であるが、平成29年度においては、シルバー大学校で子育て支援研修会を実施している団体を通じて、活動内容などを聴取し、どのような支援を行ったのか把握することとした。 また、「シニアボランティアの手引き」を配付するととも</p>	

って、実際に子育て支援をしたのか、どのような子育て支援をしたのかなどの実態を具体的に把握していくべきである。(意見)

に広く活用いただけるようさらなる周知を図る。
(次世代育成・青少年課)

3 放課後子ども総合プラン推進事業

イ 事業評価の有効性

40

(ア) 放課後児童支援員認定資格研修事業

放課後児童クラブは、今後ますますその重要性が高まると思われるので、放課後児童支援員認定数については、今後、ニーズ量の調査を定期的に行い、状況に応じて適宜、柔軟にかつより積極的な目標を再設定することが必要だと思われる。(意見)

平成30年度の放課後児童支援員認定数(累計)は、目標700人に対し約9割の616人を認定し、ほぼ達成できた。現在、平成31年度から4年間の目標の設定に向けて取り組んでいるところである。今後も引き続き、毎年実施している「放課後児童健全育成事業の実施状況調査」を踏まえ市町村と連携し、ニーズの把握に努める。
(次世代育成・青少年課)

(その後の取組)

<参考：平成30年5月31日公表分>
平成29年度において各市町村が実施した「子ども・子育て支援事業計画」の見直し状況を踏まえて、放課後児童クラブ及び放課後児童支援員の必要数を算出した。平成29年度の実績を踏まえ、平成30年度においても、現計画の目標認定数を修正せず高い水準の目標を維持することにした。今後も引き続き、毎年実施している「放課後児童健全育成事業の実施状況調査」を踏まえ市町村と連携し、ニーズの把握に努める。
(次世代育成・青少年課)

措置済み

<参考：平成29年9月29日公表分>
放課後児童クラブの整備については、市町村が「子ども・子育て支援事業計画」に基づき実施しているが、平成29年度は、「子ども・子育て支援事業計画」の見直し年に当たっており、ニーズ量に基づき整備計画も見直される見込みである。市町村計画の見直し状況を踏まえて、放課後児童支援員認定数の目標についても見直すこととする。
(次世代育成・青少年課)

検討中

41

(イ) 放課後児童クラブ等施設整備補助

放課後児童クラブの目標設置数は、現時点では妥当な

平成30年度の放課後児童クラブ設置数は、目標176ク

(その後の取組)

ものと思われるが、放課後児童クラブは、今後ますますその重要性が高まると思われるので、この事業についても、(ア)の事業と同様、今後、ニーズ量の調査を定期的に行い、状況に応じて適宜、柔軟にかつより積極的な目標を再設定することが必要だと思われる。(意見)

クラブに対し、実績は174クラブであり、ほぼ達成できた。現在、平成31年度から4年間の目標の設定に向けて取り組んでいるところである。今後も引き続き、毎年実施している「放課後児童健全育成事業の実施状況調査」を踏まえ市町村と連携し、ニーズの把握に努める。

(次世代育成・青少年課)

<参考：平成30年5月31日公表分>
平成29年度において各市町村が実施した「子ども・子育て支援事業計画」の見直し状況を踏まえて、放課後児童クラブの必要数を算出した。平成29年度の実績を踏まえ、平成30年度においても、現計画の目標設置数を修正せず高い水準の目標を維持することにした。今後も引き続き、毎年実施している「放課後児童健全育成事業の実施状況調査」を踏まえ市町村と連携し、ニーズの把握に努める。

(次世代育成・青少年課)

<参考：平成29年9月29日公表分>
放課後児童クラブの整備については、市町村が「子ども・子育て支援事業計画」に基づき実施しているが、平成29年度は、「子ども・子育て支援事業計画」の見直し年に当たっており、ニーズ量に基づき整備計画も見直される見込みである。市町村計画の見直し状況を踏まえて、放課後児童クラブの設置目標についても見直すこととする。

(次世代育成・青少年課)

措置済み

検討中

4 病院内保育所運営費補助事業

45-46

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

本事業については概ね妥当だといえるが、病院の提出する決算書の精査方法について少し疑問が残る。徳島県は当該決算書について、決算書にある剰余金の額と、病院内保育所運営補助の計画書の中の剰余金の額を確認しているということであるが、決算書に記載された剰余金の額の妥当性については検討していない。剰余金は、当該法人の収益、費用の額、および資産の実在性、負債の網羅性によって大きく影響を受けるものであり、また、剰余金は病院内保育所運営補助金の補助率に影響を与える重要な数値でもある。

平成30年度においても、補助対象施設から顧問税理士等が決算書の数値及び剰余金の妥当性を確認した意見書等の提出を受け、補助額の適正性を確認した。今後も引き続き、適正な事業実施を行う。

(医療政策課)

<参考：平成29年9月29日公表分>
顧問税理士等が決算書の数値及び剰余金の妥当性を確認した意見書等の提出を補助対象施設に求め、平成29年度からより適正性が確認された事業を実施している。

(その後の取組)

措置済み

したがって、その数値の適正性そのものを検討しなければ本来の精査にはならないのではないだろうか。ただ、剰余金の適正性を精査するためには会計的な知識が必要であり容易にできるものではない。
そこで今後は、顧問税理士等の外部の専門家から決算書の適正性についての意見書等を入手することにより、決算書の数値、特に剰余金の妥当性については確認しておく必要がある。(意見)

(医療政策課)

46-47

イ 事業評価の有効性

本事業は、看護職員等の乳幼児の保育を助け、出産・育児・保育による離職の防止と看護職員の再就職の促進を図ることを目的としている。
そのため、本事業を遂行することにより、補助対象施設の離職率がどれほど改善されたのか、再就職率がどれほど上がったのかを把握してこそ本事業の有効性が図られると思われる。
今後は、補助対象施設に協力を仰ぎ離職率および再就職率の把握に努めることが必要である。(意見)

平成30年度においても、各補助対象施設に協力いただき、離職率及び再就職率の把握をした。
平成29年度と平成30年度を比較すると、離職率はおおむね改善がみられたが、再就職率は低下していた。
再就職率に関しては、離職者が少ないと採用者が減ることや算出に当たっての母数が少ないことから、直ちに事業の有効性を判断する数値として利用できないと考えるが、再就職者の1割程度が保育所を利用していることを確認した。
今後も、事業の有効性確認のため、数値把握を継続していく。

(その後の取組)

(医療政策課)

<参考：平成30年5月31日公表分>
平成29年度の補助対象13施設に協力いただき、離職率及び再就職率を把握した。
今後も本事業の有効性を確認するため、各補助対象施設の離職率及び再就職率の把握に努める。

措置済み

(医療政策課)

<参考：平成29年9月29日公表分>
病院内保育所の運営には、保育士の人件費等多くの経費を要するが、児童の健全育成及び看護職員の離職防止等を図る勤務環境改善としての役割は非常に大きいものである。
平成29年度末から本事業の目的に対する有効性を図るため、補助対象施設の離職率及び再就職率等の把握に努める。

検討中

(医療政策課)

47

ウ 事業内容の有効性・効率性

少子化対策・保育所の問題は、国としても重要な課題として位置づけられており、平成28年度より開始された内閣府による補助制度「企業主導型保育事業」等により

関係各課と連携し、医療機関等への国や県の補助制度の周知、病院内保育所の設置状況調査を実施している。
国の補助制度については、平成30年度末までに新たに3

(その後の取組)

		<p>保育所整備・運営の充実が図られている。 徳島県においても国の制度の周知等、各課が連携するとともに、今後のニーズを踏まえながら県の補助制度の充実等についても検討してみるべきではないだろうか。 (意見)</p>	<p>医療機関が助成決定を受けた。県の補助制度についても、補助対象施設数が平成28年度の11施設から、平成30年度は14施設へと増加した。今後もニーズを踏まえながら保育施設の充実を図っていく。 (医療政策課)</p>	
			<p><参考：平成29年9月29日公表分> 国の企業主導型保育事業においては、各課が連携し、補助制度の周知に努めた。 県の補助制度においては、平成29年度から補助対象の一部拡大を行った。 (医療政策課)</p>	措置済み
	5	家庭児童相談室運営費		
49-51	イ	事業評価の有効性		
		<p>状況に大きな変化がない相談事例についても、年に1回程度は検証を行い、援助方針を確認して、より良い援助につなげていくことがのぞまれる。(意見)</p>	<p>東部保健福祉局<徳島>に設置された家庭児童相談室に対する本件意見については、個々の相談事例を検証し、支援方針を適宜変更、修正のうえ相談者の課題解決につなげることは重要であるという認識に立ち、平成30年度においては個別ケース検討会議を月1回開催し、大きな変化がない相談事例についても、担当の家庭相談員が定期的に記録を見返し、再支援が必要ないか等を検証し適切な支援につなげられるようにしている。 (東部保健福祉局<徳島>)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成29年9月29日公表分> 東部保健福祉局<徳島>に設置された家庭児童相談室に対する本件意見については、個々の相談事例を検証し、支援方針を適宜変更、修正のうえ相談者の課題解決につなげることは重要であるという認識に立ち、平成29年度以降は、状況に大きな変化がない相談事例についても、担当の家庭相談員が定期的に記録を見返し、再支援が必要ないか等を検証し対応することで、適切な支援につなげられるようにした。 (東部保健福祉局<徳島>)</p>	措置済み
51-53	ウ	事業内容の有効性・効率性		
		<p>家庭児童相談室と中央こども女性相談センターを別々に設置することにより、事案の軽重に応じた役割分担による効率的運営が可能となるメリットを活かして、今後も連携をより緊密にしていくようにされたい。(意見)</p>	<p>従来、東部保健福祉局<徳島>においては、家庭児童相談室と中央こども女性相談センターとの相談事例について情報共有を行うなど、連携を図ってきたところであり、平成30年度においても事案の軽重に応じた役割分担による効率的運</p>	(その後の取組)

	<p>営が可能となるメリットを活かし、緊密に連携し、利用者の問題解決を支援している。 (東部保健福祉局 < 徳島 >)</p>	
	<p>< 参考：平成29年9月29日公表分 > 従来、東部保健福祉局 < 徳島 > においては、家庭児童相談室と中央こども女性相談センターとの相談事例について情報共有を行うなど、連携を図ってきたところであり、引き続き、事案の軽重に応じた役割分担による効率的運営が可能となるメリットを活かし、今後もなお一層緊密に連携し、利用者の問題解決を支援してまいりたい。 (東部保健福祉局 < 徳島 >)</p>	措置済み
<p>時間外や休日に対応を要する連絡が、家庭児童相談室あてに入った場合に、対応可能な窓口である中央こども女性相談センターへ適切に誘導できるような方策を工夫すべきである。(意見)</p>	<p>今後とも県民に対し児童相談所全国共通ダイヤル「189」を一層周知することで、児童虐待等の緊急を要する連絡を、中央こども女性相談センターに誘導することとしたい。 その取組として、「189」の啓発チラシを、平成30年度においても徳島合同庁舎本館の県政情報コーナーに置くとともに主任児童委員連絡・研修会で配布し、より多くの県民の目に触れるよう周知している。 (東部保健福祉局 < 徳島 >)</p>	(今後の取組)
	<p>< 参考：平成29年9月29日公表分 > 今後、県民に対し児童相談所全国共通ダイヤル「189」を一層周知することで、児童虐待等の緊急を要する連絡を、中央こども女性相談センターに誘導することとしたい。 その取り組みとして、従来、家庭児童相談室のある徳島合同庁舎新館の県政情報コーナーに置いていた「189」の啓発チラシを、平成29年度からは、新たに徳島合同庁舎本館の県政情報コーナーに置くとともに主任児童委員連絡・研修会で配布し、より多くの県民の目に触れるよう改善した。 (東部保健福祉局 < 徳島 >)</p>	措置済み
<p>次回、家庭児童相談室のパンフレットを作成しなおす際には、「その他の子どもに関する相談機関」として、各市役所の窓口や、各市が設置する家庭児童相談室についても記載すべきである。(意見)</p>	<p>今回ご意見を受けた家庭児童相談室のパンフレットは東部保健福祉局 < 徳島 > で作成したものであり、各市役所の窓口や、各市が設置する家庭児童相談室についての記載はしてなかった。 県では、子育て支援ポータルサイト「とくしまはぐくみネット」を開設し、市町村の児童福祉担当部局や、県の相談機関、その他関係機関の業務内容や連絡先を網羅的に掲載し、広く県民に対し情報発信を行っている。 利用者にとっての利便性向上を図るため、平成29年度には家庭児童相談室のパンフレットに「とくしまはぐくみネッ</p>	(今後の取組)

			<p>ト」のインターネットアドレスを追加掲載し、新規の相談者に配布し、周知している。 (東部保健福祉局<徳島>)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成29年9月29日公表分> 今回ご意見を受けた家庭児童相談室のパンフレットは東部保健福祉局<徳島>で作成したものであり、各市役所の窓口や、各市が設置する家庭児童相談室についての記載はしていません。 県では、子育て支援ポータルサイト「とくしまはぐくみネット」を開設し、市町村の児童福祉担当部局や、県の相談機関、その他関係機関の業務内容や連絡先を網羅的に掲載し、広く県民に対し情報発信を行っている。 平成29年度からは利用者にとっての利便性向上を図るため、家庭児童相談室のパンフレットに「とくしまはぐくみネット」のインターネットアドレスを追加掲載した。 (東部保健福祉局<徳島>)</p>	措置済み
55-57	6 児童家庭支援センター運営事業	イ 事業評価の有効性	<p>児童家庭支援センターで対応した相談が、利用者の福祉の向上に寄与したかを検証するための指標となる評価基準を設定し、平成29年度から評価を開始した。 評価において、相談窓口の周知についての点数が低かったことを踏まえ、今後は、これまで以上に広報を強化することとした。 なお、アンケートについては、電話相談の場合の調査が困難なことから実施を見送ったが、援助記録の内容を検証・活用することにより、利用者の声を事業に反映させている。 また、従来からの支援活動を着実に実施するとともに、平成28年度より養子縁組サロンを里親サロンから独立させて実施し、より身近な支援体制を構築している。 さらに、年2回開催していた里親支援専門相談員連絡協議会を、平成29年度より2か月に1回開催することとし、支援体制を強化している。 これらの取組を通じ、里親委託率の動向を視野に入れつつ、より積極的な啓発活動を実施していくこととしている。 (次世代育成・青少年課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成29年9月29日公表分> 児童家庭支援センターで対応した相談が、利用者の福祉の</p>	(今後の取組)
				措置済み

			<p>向上に寄与したかを検証するため、児童家庭支援センターと協議を行い、その指標となる評価基準を設定した。これに加え、利用者の声を聞くためのアンケート調査を平成29年度より新たに実施することとした。</p> <p>また、当事業が児童家庭支援センターに求める役割は、県民の里親制度への認識を深め、その裾野を広げていくことと考える。このため、従来からの支援活動を着実に実施したとともに、平成28年度より養子縁組サロンを里親サロンから独立させて実施し、より身近な支援体制を構築した。さらに、年2回開催していた里親支援専門相談員連絡協議会を、平成29年度より2か月に1回開催することとし、支援体制を強化した。これらの取組を通じ、里親委託率の動向を視野に入れつつ、より積極的な啓発活動を実施していくこととしている。</p> <p style="text-align: right;">(次世代育成・青少年課)</p>	
57	ウ 事業内容の有効性・効率性	<p>本事業の役割を効果的に果たすことができるように、他の機関との連携をより緊密にしていくようにされたい。(意見)</p>	<p>児童家庭支援センターは、従来より要保護児童対策地域協議会の代表者会に参加するなど、関係機関と連携し事業を実施している。</p> <p>平成30年度からは、児童家庭支援センターと各こども女性相談センターの連携による、子どもを委託する前の里親に対するトレーニング事業を開始しており、当事業を通じて、里親支援体制の強化が図られている。</p> <p>今後とも、児童家庭支援センターと各こども女性相談センター、要保護児童対策地域協議会等の関係機関が、より緊密に連携できるよう努めていく。</p> <p style="text-align: right;">(次世代育成・青少年課)</p> <hr/> <p><参考：平成29年9月29日公表分></p> <p>児童家庭支援センターは、従来よりこども女性相談センターと児童ケース会議を開催し、要保護児童対策地域協議会の代表者会に参加するなど、関係機関と連携し事業を実施している。これに加え、平成29年度以降の新たな事業の実施も視野に入れ、こども女性相談センターと十分協議を行い、適時適切に支援できるよう体制を整備した。今後とも、児童家庭支援センターと各こども女性相談センター、要保護児童対策地域協議会等の関係機関が、より緊密に連携できるよう努めていく。</p> <p style="text-align: right;">(次世代育成・青少年課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <hr/> <p>措置済み</p>
	7	結婚・子育てポジティブキャンペーン事業のうち		

結婚・子育てポジティブキャンペーン

61-62	ウ 事業内容の有効性・効率性	<p>今後も、機会を見つけて、本事業に際してとったのと同様のアンケートをとるなどして、生の意見を聞き、実施する事業の優先順位を考える際の参考資料にするべきである。(意見)</p>	<p>少子化対策に関する施策は、県次世代育成支援行動計画(徳島はぐくみプラン)に基づいて実施しており、計画の評価や少子化の現状、少子化対策行政に対する意見を把握するため、毎年、県民モニターによるアンケートを行っている。また、各種事業の実施に当たっても、参加者にアンケートを取り、効果や施策への要望等を伺っている。平成30年度は、子育て中の当事者や子育て支援団体の意見を聴く場として会議を開催し、いただいた意見を基に、補正予算で事業構築を図ったところであり、今後とも、「県民が求める施策の実施」を念頭に、様々な手法で意見を聴きながら施策づくりを進めていく。</p> <p>(次世代育成・青少年課)</p>	(その後の取組)
		<p><参考：平成29年9月29日公表分> 結婚・子育てポジティブキャンペーンは平成27年度で廃止済であるが、これまでも事業実施の際などに参加者のアンケートを実施しており、本事業と同様にSNSなども活用して県民の意見を聞き、各事業の参考資料とする。</p> <p>(次世代育成・青少年課)</p>	措置済み	

県内の仕事・労働を増やすことに寄与するもの

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
65-67	1 とくしまジョブステーション運営費			
	ア 事業遂行手続の適法性・妥当性	(1) 賃料・共益費の支出について	<p>近隣の他のビルの賃貸料について情報収集を行い、本事業の賃料額と比較検討し、今後の値下げ交渉に活かすべきである。(意見)</p>	<p>平成30年度においても、徳島労働局と連携して情報収集を行い、値下げ交渉を行った結果、平成31年度の賃料を減額できた。</p> <p>(労働雇用戦略課)</p>
			<p><参考：平成30年5月31日公表分> 近隣の他のビルの賃借料について情報収集に努め、平成</p>	措置済み

68-69	ウ 事業内容の有効性・効率性		30年度については、賃料を減額できた。 (労働雇用戦略課)	
			<参考：平成29年9月29日公表分> 徳島労働局とともに可能な範囲で情報収集を行い、平成29年9月から平成30年度の賃料の値下げ交渉を行っている。 (労働雇用戦略課)	検討中
		徳島駅周辺に数多く存在する本事業の立地の候補となるべき物件について情報収集すべきである。仮に家賃の大幅な削減が見込め、転居費用を考慮しても採算が合うのであれば、真剣に移転を検討すべきであるし、転居自体は困難であるとしても、賃料減額交渉の材料として活用すべきである。(意見)	徳島労働局と県が一体的に事業を行う必要があるため、現時点では、現状と同程度の面積を確保できる物件が存在しなかった。なお、平成31年度については、賃料を減額できており、今後も引き続き、徳島労働局と連携を図りながら、情報収集に努める。 (労働雇用戦略課)	(その後の取組)
			<参考：平成30年5月31日公表分> 徳島労働局と県が一体的に事業を行う必要があるため、現時点では、現状と同程度の面積を確保できる物件が存在しなかった。なお、平成30年度については、賃料を減額できており、今後も引き続き、徳島労働局と連携を図りながら、情報収集に努める。 (労働雇用戦略課)	措置済み
			<参考：平成29年9月29日公表分> 徳島労働局とともに可能な範囲で情報収集を行い、平成29年9月から平成30年度の賃料の値下げ交渉を行っている。 (労働雇用戦略課)	検討中
	平日だけでなく土日にも業務を行うことができるよう検討すべきである。(意見)	徳島労働局においては、利用者の利便性の向上を図るため、平成30年2月1日から徳島駅のハローワークを第1、3土曜日に開庁し、毎週火・木曜日には開庁時間を30分延長することとした。このため、とくしまジョブステーションの開庁時間も徳島駅のハローワークに合わせることにし、国と県が連携して就職支援を実施しているところである。 (労働雇用戦略課)	(その後の取組)	
		<参考：平成29年9月29日公表分> 平成29年8月に、徳島労働局と土日の開庁について協議をした結果、土日開庁はハローワーク徳島で実施しているが、	措置済み	

			<p>(第1, 3土曜日と毎週火, 木曜日19時まで)来所者数が少ないこと及びシステムの変更や人件費の増加など, 費用対効果も低いとため, 徳島駅のハローワーク(国)の開庁はしないとの回答があった。</p> <p>とくしまジョブステーションにおいては, 来所者に十分な就職支援を実施するためには, 駅のハローワークと合わせて, 開庁することが必須であると考えていることから, 土日開庁は, 現時点では困難であると考えている。</p> <p>今後, 雇用情勢等が大きく変化するような場合には, 徳島労働局と再度協議を実施する予定である。</p> <p>(労働雇用戦略課)</p>		
		<p>利用者の利便性に関するアンケート調査を実施すべきである。また, 本事業の窓口を利用することなくUターン就職が実現した件数や, その事例の把握にも努めるべきである。(意見)</p>	<p>平成30年度において, ジョブナビとくしまの登録者に対して, アンケート調査を実施するためのシステム改修を行った。</p> <p>平成31年度においては, 本システムにより利用者の利便性に関するアンケート調査を実施する予定である。</p> <p>(労働雇用戦略課)</p>	(その後の取組)	
			<p><参考:平成30年5月31日公表分></p> <p>ジョブナビとくしまの登録者に対して, アンケート調査を実施するため, 平成30年度にシステムを改修するよう, 予算措置済みである。また, 本事業以外の地方創生関連事業や, 就職支援協定締結大学からの情報提供により, 引き続き事例の把握に努める。</p> <p>(労働雇用戦略課)</p>	措置済み	
			<p><参考:平成29年9月29日公表分></p> <p>ジョブステーション利用者にアンケート調査を実施する。また, ジョブステーション以外でUターン就職した件数や, その事例についても把握に努める。</p> <p>(労働雇用戦略課)</p>	検討中	
	2	男女共同参画交流センター推進事業			
		ア	事業遂行手続の適法性・妥当性		
74-75		(ア)	「フレアとくしま」相談事業		
			<p>本事業においては多数の個人情報が集められ保管されていることと思われることから, その保管場所等のセキュリティ体勢は万全にする必要がある。</p> <p>徳島県はこの個人情報の保管に関し, 施錠した書庫に</p>	<p>平成30年度においても, 「面接相談」については, 緊急時の連絡のため氏名, 電話番号を収集しているが, その予約受付簿は, 面接終了時にシュレッダーで廃棄処分した。</p> <p>また, 「講座参加者名簿」についても, 講座終了時にシュ</p>	(その後の取組)

保管し、参加者名簿は講座終了時にシュレッダーで処分しているということであり、ある程度は評価できるが、個人情報の漏洩にはなお一層の注意を払う必要があると思われる。(意見)

レッダーで廃棄処分した。
さらに、保管の必要がある相談内容を記載した記録票等は、施錠可能なキャビネットに保管するとともに、キャビネットの鍵の取扱方法も定めており、十分慎重に取り扱っている。
相談内容を記載した記録票については、平成29年度以降は、個人情報が識別できる氏名、電話番号の記載をしないこととしている。

(男女参画・人権課)

<参考：平成29年9月29日公表分>

「ときわプラザ」が収集する「情報」には、「電話相談」、「面接相談」、「講座参加者名簿」等がある。
このうち、「電話相談」については、匿名で受け付けており、個人情報は収集していない。
「面接相談」については、緊急時の連絡のため氏名、電話番号を収集しているが、その予約受付簿は、面接終了時にシュレッダーで廃棄処分している。
「講座参加者名簿」についても、講座終了時にシュレッダーで廃棄処分している。

保管の必要がある相談内容を記載した記録票等は、施錠可能なキャビネットに保管するとともに、キャビネットの鍵の取扱方法も定めており、十分慎重に取り扱っている。
また、意見を受け、平成29年度からは、相談内容を記載した記録票については、個人情報が識別できる氏名、電話番号の記載をしないこととした。

(男女参画・人権課)

措置済み

75-76

イ 事業評価の有効性

本事業の目的は、ときわプラザの利用者数を増加させることではなく、上述したように、男性も女性も一人の人間として個性を發揮できる社会の実現および女性の活躍促進を図るとともに、男女共同参画の視点での子育て支援の実施により、人口減少対策に向けた少子化対策を図ることにある。

確かにときわプラザの利用者数を増加させることも大切ではあるが、そのことだけをもって本事業を評価するのは不十分といわざるを得ない。

ときわプラザの利用者が、相談することにより、また図書を閲覧・貸出されることにより、自らの社会生活・日常生活にどれほど役に立ち、あるいは変化を与え、住みよい生活環境を手に入れたのかまで調査して具体的に把握することが、本事業の成否を判定する尺度になるの

相談件数については、平成29年度が1,370件、平成30年度が1,260件となっており、これは、相談事業が、県民から信頼されている結果であると考えている。今後も県民から信頼される相談事業の推進に努める。

図書の閲覧・貸出については、平成29年度及び平成30年度において、年間1か月程度実施する図書キャンペーン等の期間を利用して、利用目的、満足度、継続利用希望度等に関するアンケートを実施した。

アンケート結果によると、利用目的については、図書の貸出しが多く、満足度については、両年度とも約9割の方が「満足している」「ほぼ満足している」と答えており、継続利用についても、回答者全員が希望している。

また、アンケートに「読み聞かせ」の要望があったため、平成30年度は、図書コーナーにおいて月1回程度の「読み

(その後の取組)

ではないだろうか。
 もちろん、その調査担当者、調査方法、予算上の問題はありますが、本事業を成功裏に導き、今後も進化・発展させていくためには、どうしても必要なことである。
 男女共同参画社会を実現し、子育て支援の実施により人口減少対策に向けた少子化対策を一日でも早く実現できるように、その評価方法の改善を求めるところである。
 (意見)

聞かせ」を行い、リピーターも徐々に増えつつある。
 (男女参画・人権課)

<参考：平成29年9月29日公表分>
 「ときわプラザ」における相談事業は、匿名により相談を受け付けていることから、相談者は、何でも気軽に相談できるようになっている。このような相談に対して相談員は、まずは傾聴することで相談者の悩みや重荷を取り除き、状況に応じて関係機関へ紹介するなど、解決への手がかりを提供することを業務としている。
 このように、相談は匿名であるため、相談者の個々の変化まで調査することは難しいが、全体としては、相談件数が、平成27年度は1,097件、平成28年度は1,268件と増加しており、相談事業が、県民から信頼されている結果であると考えている。
 図書の閲覧・貸出については、意見を受け、平成29年度から、年間1か月程度実施する図書キャンペーン等の期間を利用して、利用目的、満足度、継続利用希望度等に関するアンケートを実施することにより、新たな事業評価を行うこととした。
 また、アンケート結果は、今後の事業の検討に活用することとした。
 (男女参画・人権課)

措置済み

ウ 事業内容の有効性・効率性

(ア) 「フレアとくしま」相談事業

男女共同参画社会の実現のためには、県民からの多数の相談に応じ、その解決策を提案することは重要な事業ではあるが、その窓口をもっと男性にも広げるべきではないだろうか。男女とも同じように窓口を広げ、お互いの意見・考え方を把握してこそ、本来の男女共同参画社会が実現できるのではないだろうか。
 男性にも仕事上や家庭内あるいは子育て上の悩みは山積されている。今後は、男性にもその相談窓口を広げ、最終的には、男女平等に機会を設けて頂きたい。(意見)

「ときわプラザ」では、その設置の趣旨に鑑み、開設当初から「電話相談」は男女ともに行っており、「面接相談」については女性は月3回、平成24年度からは男性についても月1回行っている。
 平成30年度においては、男性にもっと「ときわプラザ」に関心を持ってもらうことを目的として、父親と子どもを対象にしたクッキング講座や、家庭生活に関する男性向け講座などを実施した。
 今後も、男性相談をはじめとする「ときわプラザ」における事業の周知に努める。
 (男女参画・人権課)

(その後の取組)

<参考：平成29年9月29日公表分>
 「ときわプラザ」では、その設置の趣旨に鑑み、開設当初から「電話相談」は男女ともに行っており、「面接相談」に

措置済み

76-77

			<p>については女性は月3回，平成24年度からは男性についても月1回行っている。 しかしながら，男性相談の件数が少ないことから，まずは男性相談を行っていることをさらに周知するため，平成29年度に新たに男性相談用のチラシを作成し，相談の必要性が高いと思われるひとり親の男性等に対して配付することにより男性相談の周知に努めた。 また，意見を受け，平成29年7月に，新たに男性のみを対象とした法律講座を実施した。 (男女参画・人権課)</p>	
77-78		<p>(ウ) 図書資料等の閲覧・貸出等の推進事業</p> <p>ときわプラザの図書と県立図書館の図書との棲み分けをハッキリすべきではないだろうか。経費削減もそうではあるが，男女共同参画に関する図書はときわプラザに集中的に保管し，県立図書館を訪れた県民がときわプラザにも足を向けるように，その導線を引くことも今後検討すべき留意事項のように思われる。(意見)</p>	<p>平成30年度においても，県立図書館において，「ときわプラザ」の案内を常設するとともに，「徳島県男女協調週間」に合わせて，特設展示コーナーで「ときわプラザ」の書籍，講座等の案内を行った。 「ときわプラザ」の図書コーナー利用者に対するアンケートを実施したところ，図書コーナーのことを「県立図書館で知りました。」という回答があった。 今後も，県立図書館における「ときわプラザ」の案内を継続実施することで，さらなる利用促進に努める。 (男女参画・人権課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成29年9月29日公表分> 県立図書館では，県民にとってあらゆる分野の図書が閲覧できる必要性がある。 「ときわプラザ」の図書についても，地域の子育てや調査・研究等において不可欠なものとなっている。 意見を受け，平成29年度からは，今後のさらなる「ときわプラザ」の利用促進を図るため，県立図書館において，「ときわプラザ」の案内を常設するとともに，「徳島県男女協調週間(毎年7月7日から7月13日まで)」に合わせて，特設展示コーナーで「ときわプラザ」の書籍，講座等の案内を行うことにより，「ときわプラザ」へ県民の導線を引くこととした。 (男女参画・人権課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>
85-86	3	フレアとくしま100講座	イ 事業評価の有効性	
		本事業の目的は，各講座により多くの県民が参加する	講座参加者の実践的活動への参加意欲度を測定するため，	(その後の取組)

ことにより、男女共同参画社会を実現させ、延いては人口減少対策に向けた少子化対策に貢献することにある。
 その意味で、イベント・講座による実践的活動への参加意欲度60%を目標数値にしたことは大いに評価できるが、その実数値が把握されていないため目標数値の設定が意味のないものとなっている。
 アンケート内容は、性別、年齢の他、講座の内容および運営方法、今後の講座内容等となっているが、講座を受講したことによって今後それを実践でどう活用していくのかの質問が欠けているように思われる。
 今後は、アンケートに受講した内容の活用方法等を含めるとともに、実践的活動への参加意欲度を測定する必要があるのではないだろうか。(意見)

平成29年度から、アンケート内容に、「講座を受けて実践してみようと思ったか」「どのように実践してみようと思ったか」という項目を追加した。
 「実践してみようと思った」という参加意欲度については、平成29年度が72%、平成30年度が84%であった。
 実践方法については、講座での情報を基に、「身近な生活の中でできることから行う」など、自分なりに工夫して取り入れようとしていることがうかがえる。
 今後も、講座受講者の参加意欲の向上に資するよう、県民ニーズに対応した講座の実施に努める。
 (男女参画・人権課)

<参考：平成29年9月29日公表分>
 講座受講に係るアンケート内容については、意見を受け、平成29年度から様式を変更し、実践意欲に関する項目や活用方法等に係る項目を追加することにより、講座参加者の実践的活動への参加意欲度を測定することとした。
 (男女参画・人権課)

措置済み

86

ウ 事業内容の有効性・効率性

男女共同参画社会の実現に向けては、様々な観点・視点より問題点を考察する必要があるが、当該事業の場合その視点の整理が行われていないのではないだろうか。
 年間実施している講座の中には、その内容が重複しているものもあるように思われ、視点の整理ができたならば、年間236もの講座を行う必要はないのではないだろうか。確かに予算の上では多額の歳出を生じてはいないが、時間的なロスというものを避ける意味でも今後は講座内容の整理が必要になると思われる。
 また、企画委託講座のプロポーザル方式による選定についても、委託料が10万円～13万円という少額であることから、今後は委託講座内容の整理とともに、時間的なロスを避けるためにも随意契約(1号)により委託先の選定を行うべきではないだろうか。(意見)

「フレアとくしま100講座」(平成28年度以降は「フレアキャンパス講座」)については、これまでと同様に「徳島県男女共同参画基本計画(第3次)」の主要課題に沿うとともに、講座受講者からのアンケート結果も踏まえて実施しており、平成29年度は217講座、平成30年度は200講座を実施した。
 企画委託事業は、男女共同参画を推進する活動団体に対する育成支援の意味合いもあり、これらの団体が、プロポーザル方式による選定へ応募することにより、企画、計画、実施、振り返りのプロセスを踏むことで団体の育成が図られることから、引き続き平成30年度においても、プロポーザル方式とした。また、事業内容については、団体からの提案型とは別に、社会的ニーズに応じて県が設定したテーマによる募集型など、より質の高い内容になるよう努めている。
 (男女参画・人権課)

(その後の取組)

<参考：平成29年9月29日公表分>
 平成27年度に実施した「フレアとくしま100講座」(平成28年度以降は「フレアキャンパス講座」)は、「ときわプラザ」が主体となって実施する「主催講座(110講座)」や、男女共同参画活動団体等が自ら設定したテーマにより「ときわプラザ」を活用して実施する「共催講座(75講座)」

措置済み

			<p>特定のテーマに基づいた団体等からの事業提案により県から委託して実施する「企画委託講座（11講座）」、企業や県民がスポンサーとなる「企業等コラボスポンサー講座（40講座）」がある。</p> <p>このうち「ときわプラザ」が主体となって直接企画実施する「主催講座」については、「徳島県男女共同参画基本計画（第3次）」の主要課題に沿って整理、構成されている。</p> <p>また、社会的ニーズが高い講座や参加が多く見込まれる講座については、県民の受講機会の複数回確保のため、講座の質の向上にも努めながら引き続き実施することとした。</p> <p>その他の講座についても、各団体等が主体となって実施するものであることから、今後も各団体等の自主性を重んじながら引き続き実施することとしている。</p> <p>企画委託事業は、男女共同参画を推進する活動団体に対する育成支援の意味合いもあり、これらの団体が、プロポーザル方式による選定へ応募することにより、企画、計画、実施、振り返りのプロセスを踏むことで団体の育成が図られることから、引き続きプロポーザル方式による選定としている。</p> <p>（男女参画・人権課）</p>
--	--	--	--

	4 働き輝く！とくしまづくり応援事業			
	イ 事業評価の有効性			
89-90	(ア) 働く女性応援ネットワーク会議	<p>どのように日常業務の参考にしたのか、どのように次年度以降の施策に反映させたのか、事業の執行後等において、ホームページなどにより説明できるようにすべきである。（意見）</p>	<p>平成30年4月に、引き続きホームページで平成29年度の県施策への反映状況を公表した。また、平成31年4月に、平成30年度の県施策への反映状況を公表した。</p> <p>（労働雇用戦略課）</p> <p>-----</p> <p><参考：平成29年9月29日公表分> 平成29年6月にホームページで県施策への反映状況を公表した。</p> <p>（労働雇用戦略課）</p>	<p>（その後の取組）</p> <p>措置済み</p>
90	(イ) テレワーク活用ネットワーク会議	<p>事業効果については、ホームページなどにより、県施策への反映状況など、具体的に説明できるようにすべきである。（意見）</p>	<p>平成30年3月に、引き続きホームページで平成29年度の県施策への反映状況を公表した。また、平成31年4月に、平成30年度の県施策への反映状況を公表した。</p> <p>（労働雇用戦略課）</p>	<p>（その後の取組）</p>

			<p><参考：平成29年9月29日公表分> 平成29年6月にホームページで県施策への反映状況を公表した。 (労働雇用戦略課)</p>	措置済み
91-98	工 関連事業の遂行手続の適法性・妥当性	<p>県内に1団体しか委託先候補がないのであれば、少なくとも、県外の他の団体から見積もりを徴収したり、見積書の積算内容について近隣他県等との比較を行ったりするなどして、県内唯一の団体の提示金額の妥当性を確認すべきである。(指摘)</p> <p>県が会議のメンバーとして個別に依頼した人物が代表を務める団体が、テレワークに関する5つの委託事業のすべてを、2号随意契約で受託している状況であり、公平性を疑われることは避けられない。 個々の事業の検討・検証をするのではなく、本県テレワーク推進の方向性を検討する会議のメンバーに、限定された委託先団体を選定することは、客観的に見れば誤解を招く恐れがあるので、すべきではない。会議において、委託先団体については、会議を構成するメンバーとしてではなく、事業の進捗状況や課題等を報告する立場として、会議に招くべきである。(指摘)</p>	<p>平成30年度以降は、プロポーザル方式を導入し、提示金額の妥当性を審査・確認し、委託先を決定している。 (労働雇用戦略課)</p> <p><参考：平成29年9月29日公表分> 平成29年4月に県外の団体から見積もりを徴収し、積算内容について比較・検討を行い、提示金額の妥当性を確認した。 (労働雇用戦略課)</p> <p>平成31年度におけるテレワークに関する事業についても、引き続きプロポーザル方式を導入し、委託先を決定することで公平性を確保した。 (労働雇用戦略課)</p> <p><参考：平成30年5月31日公表分> 平成30年度におけるテレワークに関する事業については、プロポーザル方式を導入し、委託先を決定することで公平性を確保した。 (労働雇用戦略課)</p> <p><参考：平成29年9月29日公表分> 当該団体は、本県のテレワークの普及・推進の中核を担っており、当該団体を会議のメンバーから除くことは、県内におけるテレワークの普及に関する議論を行う上で著しく支障をきたすこととなり、本会議のメンバーから当該団体を除くことは適当ではないと考えている。 一方で、県内においてテレワークを実施する企業・団体は徐々に増加していることから、事業の公平性を保つため、平成30年度以降は随意契約ではなく、プロポーザル方式の導入を検討している。 (労働雇用戦略課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p> <p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p> <p>検討中</p>
100-101	5 ふるさとクリエイティブ・SOHO事業者誘致事業補助金	イ 事業評価の有効性		

		<p>本事業は、制度の創設や改良というソフトの充実の段階から、そのソフトを利用・改良しながら得られる実績をもって評価できる段階にきていると思われる。 評価基準として誘致事業者数など何らかの数値目標を立てることを検討すべきである。(意見)</p>	<p>平成31年度に策定予定の新行動計画においても、主要指標として、当補助金における誘致実績も含めた企業立地数を数値目標として立てる予定である。 (企業支援課)</p> <hr/> <p><参考：平成29年9月29日公表分> 本県では、「全国屈指の光ブロードバンド環境」という強みを活かして、情報通信（ICT）関連企業の集積を図っており、「新未来『創造』とくしま行動計画」の中でも主要指標として、「情報通信関連企業の集積数」について数値目標（H36事業所）を設定している。 これは、当補助金単独の数値目標ではないものの、当補助金における誘致実績のうち半数以上がICT関連企業として上記集積数に反映されている。 このことから、この数値目標にプラスして当補助金単独の数値目標を設定する必要性はないものと判断した。 今後も当補助金を活用して情報通信関連企業の集積を図っていく。 (企業支援課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <hr/> <p>措置済み</p>
105-107	6 サテライトオフィス型テレワーク実証事業	<p>ウ 事業内容の有効性・効率性</p> <p>「自然豊かな地域で暮らしながら大都市及び海外の市場を開拓するテレワーク実証事業」が、「サテライトオフィス型テレワーク実証事業」の本来の目的に合致するものであったか疑問であると言わざるを得ない。 事業の本来の趣旨に沿うものであるかどうか疑義の残る企画については、企画の内容をより慎重に検討したうえで、疑義が解消されない場合には、当該企画自体は、何らかの有用性が見いだせるとしても、その事業としては実施しないという判断をするべきであった。(意見)</p>	<p>平成30年度においても、当該事業の受託者を選考する際の評価判断基準に、事業本来の目的である「都市部の仕事を地方で行うものとなっているか。」という文言を追加し、選考委員会において企画内容を審査した。 (企業支援課)</p> <hr/> <p><参考：平成29年9月29日公表分> 「サテライトオフィス型テレワーク実証事業」を発展させ、テレワークの更なる普及に向けたモデルの構築や新たな地域への展開を目的として「サテライトオフィス型テレワーク促進事業」を平成29年度に実施している。 意見の趣旨を踏まえ、当該事業の受託者を選考する際の評価判断基準に、事業本来の目的である「都市部の仕事を地方で行うものとなっているか。」という文言を追加し、選考委員会において企画内容を審査した。 (企業支援課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <hr/> <p>措置済み</p>
	7 とくしまLED・デジタルアート推進事業			

109-111	ア 事業遂行手続の適法性・妥当性	(ア) とくしまLED・デジタルアートコンテンツ制作業務	<p>本事業のような、先例が多くなく、業務を履行できる事業者がどれくらいあるのか不明な、新規の事業について随意契約を締結する際には、委託先に対し、先に実施した事業があるならば、その規模や内容、費用を守秘義務等の法的義務に反しない範囲で開示してもらい、契約内容を調整するべきである。そのようなことをすることによって、委託先には、事業費に相応しい事業内容にしなければならないという動機づけになるし、発注者としても、事業内容をできるだけよいものにしようとする努力をしたと説明できることになる。(指摘)</p>	<p>平成29年度に実施した「とくしまLED・デジタルアートコンテンツ制作事業業務」においても、委託先事業者の類似作品の相場価格や過去の業務実績に基づき、見積内容の妥当性を確認した。</p> <p>(企業支援課)</p>	(その後の取組)
				<p><参考：平成29年9月29日公表分> 平成27年度に実施した「とくしまLED・デジタルアートコンテンツ制作業務」における見積内容について、他県の先行事例の事業費と比較し、妥当性を確認した。 また、平成28年度に実施した同業務においても、委託先事業者の類似作品の相場価格や他県の導入事例に基づき、見積内容の妥当性が確認できた。 今後においても、LED・デジタルアート作品の導入に当たっては、委託先事業者や導入実績がある他の公共団体等から規模や内容、費用等について情報提供を求め、導入する作品の内容を考慮した上で、見積内容の妥当性を総合的に判断し、契約内容を調整するよう努める。</p> <p>(企業支援課)</p>	措置済み
111-112		(イ) デジタルアート展開催事業業務	<p>見積書の提出を受けるだけでなく、記載された内容は妥当であることがのちにも確認できるようにするため、そのことを確認できる書面(例えば、内訳書)の提出を求め、その書面を残しておくべきである。(指摘)</p>	<p>平成30年度に実施した4Kプロジェクションマッピングの上映イベントにおいても、運営委託先事業者から提出された見積書の内訳により妥当性を確認するとともに、関係書類を適切に保管している。</p> <p>(企業支援課)</p>	(その後の取組)
				<p><参考：平成29年9月29日公表分> 平成27年度に実施した「デジタルアート展開催事業業務」における見積内容について、委託先事業者からの聞き取りで妥当性を確認していたが、見積書に詳細が添付されていなかったため、見積内訳書の提出を求め、内容の妥当性を確認した。 今後においても、見積内容の妥当性を書面で確認の上、保管することとする。</p> <p>(企業支援課)</p>	措置済み

112-113	イ 事業評価の有効性	<p>デジタルアート展に県内外から約6万人来場という絶対数で評価するのは一つの方法であるが、評価方法としてはそれだけでは十分ではないように思われる。事業の効果を測るのであれば、例年に比べての対比もすべきであり、例年に比べて増加しているのだとしたら、その増加数（増加割合）を明示し、その要因を分析するべきである。（意見）</p>	<p>海洋自然博物館マリンジヤムにおいて、平成29年12月から平成30年1月の間にデジタルアート展を開催したところ、来館者数が過去3か年平均と比較して約3倍となった。これは、世界的に注目されているクリエイティブ企業による作品が話題を呼び、SNSやメディアでの情報拡散等により大きな集客に繋がったものと考えられる。 （企業支援課）</p> <hr/> <p><参考：平成29年9月29日公表分> デジタルアート展を開催した「あすたむらんど徳島」の来場者数について、デジタルアート展開催前の平成26年3月、4月期実績と開催期間中の平成28年3月、4月期実績を比較したところ、デジタルアート展開催期間中は来場者数が約75%増加した。これは、デジタルアートへの注目が高まっていることや世界的なクリエイティブ企業の作品を体験できることから大きな反響を呼び、来場者数の増加に繋がったものと考えられる。 今後においても、対比できるデータの分析を行い、事業の効果を測ることとする。 （企業支援課）</p>	<p>（その後の取組）</p> <hr/> <p>措置済み</p>
118	8 新規就農総合支援事業 ア 事業遂行手続の適法性・妥当性 (1) 青年就農給付金事業（経営開始型）	<p>本事業は給付金を交付する事業であり、そのため給付対象者の要件および給付後の就農実績の確認が重要な視点となる。国の要綱では、給付後の就農実績の確認は、市町村が行うこととなっているが、不正受給が行われることのないように、各市町村等の行った確認については、県は市町村と十分連携して、その結果報告を受ける必要があると思われる。（意見）</p>	<p>平成30年度についても、県や関係機関で構成するサポートチームにおいて就農状況を確認した。 平成31年度からは、市町村が交付対象者の就農意欲や実績について国が示したチェックリストを用いて、交付継続、中止を判断することとしている。 （農林水産総合技術支援センター 経営推進課）</p> <hr/> <p><参考：平成29年9月29日公表分> 就農状況は市町村が主体となり、県等と協力して、青年等就農計画等に即して計画的な就農が行われているか実施状況を確認し、指導を行っている。 平成29年度に国の制度変更があり、県も就農状況を確認する「新規就農者サポート体制」が設けられた。 県や関係機関で構成するサポートチームは、定期的に新規</p>	<p>（その後の取組）</p> <hr/> <p>措置済み</p>

			<p>就農者の営農状況の把握・指導を行い、交付3年目には営農状況や経営実績を確認する中間評価の実施、交付期間終了後5年間は就農報告を提出させることとしている。 (農林水産総合技術支援センター 経営推進課)</p>
	<p>ウ 事業内容の有効性・効率性</p>		
119	<p>(7) 青年就農給付金事業(準備型)</p>		
	<p>農業大学の卒業生の就農率を高め、農業大学の生徒数に対する給付金受給者の割合を高めることも重要課題と言えるのではないだろうか。(意見)</p>	<p>農業大学校生受給者数は、平成27年度全受給者数5名中3名で60%であったが、平成28年度全受給者数11名中8名で72%、平成29年度は全受給者数13名中12名で92%、平成30年度全受給者数13名中9名で69%の割合となっている。 意見を受け、生徒中の受給割合を高めるよう、平成29年度以降、教員によるホームルームでの周知や制度担当者が直接農業大学校に説明に出向き学生への情報提供を行っている。 (農林水産総合技術支援センター 経営推進課)</p>	<p>(その後の取組)</p>
		<p><参考：平成29年9月29日公表分> 従来より県が運営しているホームページにおいて制度の周知を行うほか、年3回研修生募集の広報を行っている。 農業大学校生受給者数は、平成27年度全受給者数5名中3名で60%であったが、平成28年度全受給者数11名中8名で72%の割合となっている。 意見を受け、生徒中の受給割合を高めるよう、平成29年度から大学校のホームルームでの周知や掲示を行い、学生への情報提供を行っている。 (農林水産総合技術支援センター 経営推進課)</p>	<p>措置済み</p>
120	<p>(1) 青年就農給付金事業(経営開始型)</p>		
	<p>当該給付金は、農業経営を中止した場合においても、遡って返還の義務はない。したがってその給付には慎重な対応が必要である。 本事業を有効に効率よく行っていくためにも、給付対象者の要件の確認、申請書の内容の審査、就農後の就農実績の確認について十分に注意を払い、各市町村等の審査結果を再調査することも検討して頂きたい。(意見)</p>	<p>平成29年度以降、県も就農状況を確認する「新規就農者サポート体制」が設けられ、サポートチームが定期的に新規就農者の営農状況の把握・指導を行い、交付3年目には営農状況や経営実績を確認する中間評価の実施、交付期間終了後5年間は就農報告を提出させ、県としても就農状況を確認している。 平成31年度からは、市町村が交付対象者の就農意欲や実績について国が示したチェックリストを用いて、交付継続、中止を判断する予定である。 (農林水産総合技術支援センター 経営推進課)</p>	<p>(その後の取組)</p>

			<p><参考：平成29年9月29日公表分> 給付対象者の要件や申請書の内容の確認は、市町村が主体となり、県等関係機関と連携して面接を行い、審査しており、平成28年度までは、就農報告を交付期間終了後3年間提出し、青年等就農計画等に即した計画的な就農状況の確認や指導を行っていた。 平成29年度に国の制度変更があり、県も就農状況を確認する「新規就農者サポート体制」や、給付金返還要件が設けられた。 県や関係機関で構成するサポートチームでは、定期的に新規就農者の営農状況の把握・指導を行い、交付3年目には営農状況や経営実績を確認する中間評価の実施、交付期間終了後5年間は就農報告を提出させ、県としても就農状況を確認している。 （農林水産総合技術支援センター 経営推進課）</p>	措置済み
125-126	9 農業するなら徳島で！就農研修支援事業	イ 事業評価の有効性	<p>本事業の目的は、県内で農業研修を受けたい人、農業を始めたい人、就農して間もない方を対象に、先進農家の現地見学会を開催するとともに、就農を希望される方に短期間の雇用を通じた農業法人等での実践研修に取り組み機会を提供し、県内での就農促進を図ることにある。つまり究極の目的は受講者数を増加させることではなく、県内での就農を促進することにある。したがって評価基準もその目的に沿う数値にしなければならない。 現実に受講者のうち新規就農者数を把握しているから、今後は「受講者のうち新規就農者数」および「受講者に対する新規就農者割合」等を目標数値に入れるべきではないだろうか。（意見）</p> <p>平成28年度以降は、別の国交付金を活用し、研修事業を実施している。 当該事業に関しては、意見を踏まえ、「受講者のうち新規就農者数」、「受講者に対する新規就農者割合」の把握に努めており、事業が開始した平成27年度から平成30年度まで毎年80%を超える受講者が新規就農している。 （農林水産総合技術支援センター 経営推進課）</p> <p><参考：平成29年9月29日公表分> 平成27年度国交付金事業において、農業研修受講者数を評価指標としていたが、当該国交付金は、平成27年度で廃止となった。 平成28年度は、別の国交付金を活用し、研修事業を実施しているが、評価指標は、他の複数の事業を合わせた共通の指標を定めているため、個別事業ごとの指標はなくなった。 当該事業に関しては、意見を踏まえ、「受講者のうち新規就農者数」、「受講者に対する新規就農者割合」について把握をした。 （農林水産総合技術支援センター 経営推進課）</p>	<p>（その後の取組）</p> <p>措置済み</p>
126	ウ 事業内容の有効性・効率性			

		<p>本事業の有効性をさらに向上させるためにも、ホームページをさらに活用するとともに、研修の様子などをSNS等で公開するなど、その周知を全国に向けてることにより、県外からの受講生確保に尽力し、移住者・定住者の増加に繋げて頂きたい。</p> <p>また、本事業の性質上、委託先を法人Aとすることには問題はないが、その委託料については十分検討し、相手先の言われるがままになるのではなく、ある事業については相見積もりをとる等により、少しでも安価にできるよう努力して頂きたい。(意見)</p>	<p>平成29年度以降は「農の宝島!!とくしま」にfacebookページを追加する委託契約を締結しており、ホームページで全国に向けて情報発信を行っている。</p> <p>また、委託先において、業務内容や研修生募集広告・印刷物作成に要する経費を安価にできるよう、従来より相見積りをとっている。平成29年度以降、その見積り結果を県でも確認を行い、削減に努めた。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター 経営推進課)</p> <hr/> <p><参考：平成29年9月29日公表分></p> <p>県で運営しているホームページ「農の宝島!!とくしま」において、平成28年度から研修やインターンシップの様子を全国に向けて配信し、全国新規就農相談センターのホームページで事業の周知を行っている。意見を踏まえ、平成29年度は「農の宝島!!とくしま」にfacebookページを追加する委託契約を締結しており、ホームページで全国に向けて情報発信を行う。</p> <p>また、委託先において、業務内容や研修生募集広告・印刷物作成に要する経費を安価にできるよう、従来より相見積りをとっている。平成29年度から、その見積り結果を県でも確認を行い、削減に努めた。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター 経営推進課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <hr/> <p>措置済み</p>
--	--	--	---	-----------------------------------

134	<p>10 農業ビジネス・エキスパート育成推進事業</p> <p>ウ 事業内容の有効性・効率性</p> <p>(7) 6次産業化講座および農業法人経営講座</p>	<p>講師等の謝金・費用弁償、講座テキスト代については高額とは言えず妥当な金額と言えるが、約150万円の予算に対して参加者が少ない。特に農業法人経営講座においては7名と極めて少人数であり、今後の本講座の周知(特に県外への周知)が必要ではないだろうか。</p> <p>また、農業法人経営講座では修了者に対し修了考査等を実施しておらず、その効果測定ができていない。今後は修了考査等を実施することにより、修了者の能力審査そして講座内容の良否の判定を行う必要があると思われる。(意見)</p>	<p>平成29年度の農業経営育成コースの受講生は21人、平成30年度は14人となった。さらに、平成30年1月から「農の宝島!!とくしま」ホームページにおいて、県外者向けに分かりやすい掲載を行い周知している。</p> <p>また、平成29年度以降、講座修了時に農業法人、社会保険労務士等で構成する審査会で受講者が自ら目指すアグリビジネスプランを発表し、理解度、習得度を継続して測定している。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター 経営推進課)</p> <hr/> <p><参考：平成29年9月29日公表分></p> <p>平成28年度農業法人経営講座を再編し、平成29年度は受講者の参加意欲を高めるよう農業経営者育成コースを設置した。県で運営しているホームページ「農の宝島!!と</p>	<p>(その後の取組)</p> <hr/> <p>措置済み</p>
-----	---	--	--	-----------------------------------

			<p>くしま」においても、トップページで募集を行い、平成29年度受講生は22人となった。さらに、平成30年度の募集を平成30年1月から、県外者向けに分かりやすい掲載を行い、ホームページにより周知する。</p> <p>また、効果測定については、講座修了時に、修了者が自ら目指すアグリビジネスプランの発表を行い、農業法人、社会保険労務士等で構成する審査会において、理解度、習得度を測定している。平成29年度は、ご意見を受け、審査員の評価項目に修了者の理解度確認の項目を更に取り入れた。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター 経営推進課)</p>	
134-135	(1) 農の宝島！！とくしまフィールドワーク推進事業	<p>インターンシップ受入農家謝金、県外大学訪問旅費等については高額とは言えず妥当な金額と言えるが、約90万円の予算に対して、県内に就農した者および県内の農業関連企業に就職した者の数の合計が3名と少ない。当インターンシップに参加した大学生が21名であるから、その効果は7分の1ということになる。</p> <p>今後はより多くの大学生にインターンシップに参加してもらえよう、本事業を全国に周知徹底するとともに、より多くの農業系大学を訪問し参加者の確保に努めることが必要である。また、受入農家等の確保も今後必要になってくると思われる。(意見)</p>	<p>当該事業を周知するため県で運営しているホームページにおいて、本県で実施しているインターンシップの内容が分かるよう情報発信を継続している。</p> <p>また、大学生にインターンシップに参加してもらえよう、職員による訪問等を継続している。</p> <p>平成29年度から、徳島大学生物資源産業学部と連携してインターンシップの受入れを開始し、平成29年度13名、平成30年度7名の学生が参加した。</p> <p>受入農家数については、平成28年度は、農家数70件であったが、平成31年3月末で83件となっている。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター 経営推進課)</p> <hr/> <p><参考：平成29年9月29日公表分></p> <p>県で運営しているホームページにおいて、従来文章だけの配信を平成28年度からインターンシップの様子の画像を配信した。</p> <p>また、平成28年度は県外の訪問大学を平成27年度の5大学から11大学に増やし、平成29年度も11大学を訪問予定である。</p> <p>受入農家等の確保のため、平成26年度から農家台帳を整備した。</p> <p>平成28年度は、農家数70件であったが、意見を受け、農家に登録を呼びかけ、平成29年7月末で81件となっている。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター 経営推進課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <hr/> <p>措置済み</p>
1 1	ア	「農林水産業」新たな担い手まるごと支援事業（新規就農者経営発展まるごとサポート事業）	事業遂行手続の適法性・妥当性	

138	(1) 農業施設等貸与事業	要件審査について、最低でも、事業計画と関係書類等（貸与契約書、物品購入の証憑類等）との突合などは徳島県でも実施すべきである。（意見）	今後、同様の国貸与事業が実施される場合は、意見を踏まえた要件審査を行うこととしたい。 （農林水産総合技術支援センター 経営推進課）	（その後の取組）
			<参考：平成29年9月29日公表分> 農業施設等貸与事業は、国交付金事業であり、平成27年度に廃止された。 今後、同様の国貸与事業が実施される場合は、意見を踏まえた要件審査を行う。 （農林水産総合技術支援センター 経営推進課）	措置済み
138-139	イ 事業評価の有効性	業績評価指標としては、貸与件数、貸与先の就農継続率、貸与先の業績回復率等が重要となってくる。（意見）	事業完了後もリース期間終了年度までは毎年度、機械・施設の利用状況等を報告させることとしており、就農の状況を継続して把握している。 （農林水産総合技術支援センター 経営推進課）	（その後の取組）
			<参考：平成29年9月29日公表分> 平成27年度の廃止事業ではあるが、事業完了後もリース期間終了年度までは毎年度、機械・施設の利用状況等を報告させることとしており、就農の状況を把握する。 （農林水産総合技術支援センター 経営推進課）	措置済み
139	ウ 事業内容の有効性・効率性	1年間で15件もの貸付先があり、しかもどの貸付先も就農継続中ということをとらえると、本事業が平成27年度だけの事業となってしまうことに疑問を感じる。就農者の設備投資のツールとして、本事業は今後も継続すべきではないだろうか。（意見）	今後、国から同様の事業が提示された場合は、積極的に実施していきたい。 （農林水産総合技術支援センター 経営推進課）	（その後の取組）
			<参考：平成29年9月29日公表分> 本事業は、平成27年度で廃止された事業である。今後、国から同様の事業が提示された場合は、積極的に実施していきたい。 （農林水産総合技術支援センター 経営推進課）	措置済み
144-145	1 2 「農林水産業」新たな担い手まるごと支援事業（もうかる漁業まるごと支援事業）			
	ア 事業遂行手続の適法性・妥当性			
	(ア) 水産未利用資源6次化事業			

	<p>事業遂行手続については適法・妥当と言えるが、公募型プロポーザル方式に参加した企業が2社だけだったとすることに懸念が残る。今後は本事業をもっと周知させ、より多くの企業に参加してもらい契約価額の削減に努めて頂きたい。(意見)</p>	<p>平成30年度にプロポーザル方式により委託先を決定する事業はなかったが、今後、プロポーザル方式により委託先を決定する事業を実施する際は、様々な広報媒体を通じて募集の周知を行うことで参加者数の改善に努めたい。 (水産振興課)</p>	(その後の取組)
		<p><参考：平成29年9月29日公表分> 本事業は、国の交付金を活用し、漁業者と加工業者の連携により、地域に眠る未利用資源に光を当てる6次化商品の開発を行ったものである。委託先としてアイデアを有する事業者を募集するため、プロポーザル方式にて決定した。本事業は、平成27年度に既に廃止済みであるが、意見を踏まえ、今後、同様にプロポーザル方式により委託先を決定する事業を実施する際は、県のホームページ以外でも募集の周知を行うことで参加者数の改善に努めたい。 (水産振興課)</p>	措置済み

145

(イ) 県南圏域「海の野菜」ブランド化推進事業

	<p>本事業の性質上、相見積もりが取れないことは仕方ないとしても、委託料が委託先の言いなりにならないよう金額交渉にも注意して頂きたい。(意見)</p>	<p>平成30年度においても、同様な性質にある「水産種苗生産業務委託事業」の遂行においては、予定価格と実績額との差異分析を行い、予定価格算定の参考にするとともに、その上で、見積内訳や内容の妥当性について複数人で確認するなど、適正な事業の推進に努めている。 (水産振興課)</p>	(その後の取組)
		<p><参考：平成29年9月29日公表分> 本事業は、国の交付金を活用し、南部海域の海藻類のブランド化を推進するため、現場における処理技術の開発や、加工品の製造を円滑に実施可能な事業者と随意契約により実施した。本事業は、平成27年度に既に廃止済みであるが、意見を踏まえ、平成29年度において随意契約を行った水産種苗生産業務等については、見積内訳や内容の妥当性について複数人で確認したところである。 (水産振興課)</p>	措置済み

145

(ウ) 県南「もうかる漁業」推進実証事業

	<p>本事業の性質上、相見積もりが取れないことは仕方ないとしても、委託料が委託先の言いなりにならないよう金額交渉にも注意して頂きたい。(意見)</p>	<p>平成30年度においても、同様な性質にある「水産種苗生産業務委託事業」の遂行においては、予定価格と実績額との差異分析を行い、予定価格算定の参考にするとともに、その上で、見積内訳や内容の妥当性について複数人で確認するな</p>	(その後の取組)
--	---	--	----------

			ど、適正な事業の推進に努めている。 (水産振興課)	
			<参考：平成29年9月29日公表分> 本事業は、国の交付金を活用し、県南部の特性に合致した新たな養殖品目（シカメガキ等）の作出や導入に向けた実証実験、及び養殖マニュアルの作成を行うため、当該事業が実施可能な事業者と随意契約により実施した。本事業は、平成27年度に既に廃止済みであるが、意見を踏まえ、平成29年度において随意契約を行った水産種苗生産業務等については、見積内訳や内容の妥当性について複数人で確認したところである。 (水産振興課)	措置済み
146	イ 事業評価の有効性			
	本事業の評価基準としては、未利用資源の売上高、ヒジキ・シカメガキ等の養殖生産量、新規漁業従事者数等を設定すべきである。(意見)	現在、未利用資源の売上高や新たな養殖品種の生産量の向上を図る事業はないものの、とくしま漁業アカデミーでは、研修として、未利用資源を活用した加工品の製造を、また海部郡の漁協では、平成30年9月から新たに「藻類」や「カキ類」の養殖を行っている。 なお新規漁業従事者数については、平成28年度は23人、平成29年度は24人となっている。 (水産振興課)	(その後の取組)	
		<参考：平成29年9月29日公表分> 本事業は、国の交付金を活用し、未利用資源の活用促進や新たな養殖品種の導入を通じて漁業従事者の増加を図ることを目的としたモデル作成事業であり、平成27年度に既に廃止済みであるが、意見を踏まえ、今後の未利用資源の売上高や養殖生産量、新規漁業従事者数に注視していきたい。 (水産振興課)	措置済み	
	ウ 事業内容の有効性・効率性			
147	(ア) 水産未利用資源6次化事業			
	本事業をより効果的に行うためには、より多くの業者に参加してもらい、より多くの未利用資源の開発に取り組む必要がある。 そのためには、本事業が参加する業者にとっても収益性の高い事業にする必要がある。収益性の高い事業になれば参加業者数も増加するとともに、未利用資源の開発	とくしま漁業アカデミーの研修生などに、未利用資源を利用した商品を紹介し、未利用資源による加工品の試作に取り組んでもらうことによって、それらの活用の促進に努めている。 (水産振興課)	(その後の取組)	

		<p>件数も増加すると思われる。 今後は参加業者の本事業による業績を公表することにより、本事業が参加業者にとっても収益性の高い事業であることを周知する必要があるのではないだろうか。(意見)</p>	<p><参考：平成29年9月29日公表分> 未利用資源となっている魚種は、そもそも収益性の低いものと考えられており、加工事業者から注目されていなかったが、本事業の実施により、受託事業者は他の未利用資源にも注目し、商品開発を進めている。また、業績の公表は、個別事業者の情報になるので難しいが、売り場等で未利用資源を使った商品があることで、他社においても刺激を与えていると考えている。今後は、意見を踏まえ、未利用資源を利用した商品の周知等を実施し、未利用資源の活用の促進に努めていきたい。 (水産振興課)</p>	措置済み
147-148	<p>(イ) 県南圏域「海の野菜」ブランド化推進事業 (ウ) 県南「もうかる漁業」推進実証事業</p>	<p>これらの事業の目的は、ヒジキやシカメガキの養殖およびアワビ等の種苗の生産を成功させ、漁業の多角化により安定経営そして所得向上による新規就労者の確保を図り、延いては徳島県の人口減少対策に効果的な事業となっていくことにある。 産業の少ない地方都市にとっては、漁業の推進という事業はなくてはならない事業であり、人口減少対策に効果的な事業と言える。そのためには事業を継続して実施していく必要がある。本事業の目的達成のためには、今後もある程度の予算を確保し、本事業を成功裏に導いて頂きたい。(意見)</p>	<p>平成30年9月に「藻類」や「カキ類」の養殖に係る漁業権が新たに免許され、安定的な生産に向けた進捗がみられる。「藻類」については養殖技術指導を行い、また「カキ類」については生食出荷や販路拡大の支援を行っている。 (水産振興課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成29年9月29日公表分> 本事業の実施により、生産技術等の開発が完了したため、事業は廃止済みであるが、平成28年度においては、現場への普及を目的とし、養殖に必要な資材の導入を支援したところである。平成29年8月現在、まだ出荷には至っていないが、生産に係る指導を実施し、安定生産を目指している。また、カキ類については、生食用に出荷を行うため海域の指定を行うなど、準備を進めている段階である。今後とも、「もうかる漁業」の創出に向け、様々な機会を捉え、漁業の安定経営や所得向上につながる施策を実施して参りたい。 (水産振興課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>-----</p> <p>措置済み</p>
150	1 3 青年漁業者就業給付金モデル事業	ア 事業遂行手続の適法性・妥当性	<p>本事業の遂行手続は適法であり妥当であるが、今後不正受給者が現れないよう、所得の確認については所得証明だけでなく、所得税の申告書およびその添付資料である決算書を監査することも重要である。(意見)</p>	<p>平成29年度以降においても「青年漁業者等就業支援事業」の実施にあたっては、関係者に事業スキームを十分説明し、必要に応じ、所得税の申告書及びその添付資料である決算書を活用することで、引き続き、不正受給の防止に努めている。 (水産振興課)</p> <p>-----</p> <p>(その後の取組)</p>

			<p><参考：平成29年9月29日公表分> 本事業は国の交付金を活用し経営が不安定な就業直後の青年漁業者の所得を確保するために給付金を支給する事業で、前年の漁業所得に応じ、年間最大75万円を給付した。給付要件である漁業所得については、所得証明書や所属する漁業協同組合の水揚げ伝票などにより確認を行っていた。本事業については、平成27年度に既に廃止済みであるが、平成28年度からは直接青年漁業者に給付金を支給するスキームを変更し、青年漁業者等を支援する漁業協同組合に対して助成する「青年漁業者等就業支援事業」として引き続き事業を実施している。事業の実施にあたっては、意見を踏まえ、必要に応じ、所得税の申告書及びその添付資料である決算書を監査することで、引き続き、不正受給の防止に努めて参りたい。</p> <p>(水産振興課)</p>	措置済み
151	イ 事業評価の有効性		<p>引き続き、「とくしま漁業マッチングセンター」、「とくしま漁業アカデミー」及び「青年漁業者等就業支援事業」を一体的に進めることで県外の漁業就業希望者を含め、漁業の担い手確保に努めている。</p> <p>(水産振興課)</p>	(その後の取組)
		<p>本事業の目的は、経営が不安定な就業直後(5年以内)の青年漁業者の所得を確保するため給付金を支給し初期における離職率を抑えるとともに、担い手を確保・育成し漁業の発展に貢献することにある。 そうであるならば、評価基準として給付対象の漁業就業業者定着率100%だけではなく、給付対象者数も加えるべきである。 さらに、給付対象者に含まれる県外からの移住者数を加えることにより、人口減少対策にも役立つ指標になるのではないだろうか。(意見)</p>	<p><参考：平成29年9月29日公表分> 平成28年には「とくしま漁業マッチングセンター」を開設し、漁業就業を支援すると共に、平成29年4月より、(公財)徳島県水産振興公害対策基金により「とくしま漁業アカデミー」が開講され、漁業の担い手確保・育成に努めているところである。これらの取組と、本事業の後継事業である「青年漁業者等就業支援事業」を一体的に進めることで、漁業の担い手確保に努めているところである。本事業は平成27年度に廃止済みであるが、意見を踏まえ、担い手対策の中で、移住者数についても注視し、県外の漁業就業希望者の受入れにも積極的に取り組みたい。</p> <p>(水産振興課)</p>	措置済み
151-152	ウ 事業内容の有効性・効率性		<p>「とくしま漁業マッチングセンター(H28開設：東京、徳島)」、「とくしま漁業アカデミー(H29開講)」及び「青年漁業者等就業支援事業」を一体的に進めることで、漁業の担い手確保・育成事業に取り組んでいる。具体的には、県外の漁</p>	(その後の取組)
		<p>本事業は現在、有効にまた効率よく実施されており、県にとっては重要な施策と思われる。今後は本事業をより多くの漁業就業者に周知徹底させ、さらに有効性のある事業にするとともに、県外漁業就労希望者にも周知し、</p>		

移住者を増加させることにより人口減少対策の一つの施策となって頂きたい。(意見)

業就業フェアなどで当該事業を含め本県の取組をPRするとともに、平成30年度はアカデミー研修生の募集開始を、それまでよりも約2ヶ月早め、県外から徳島へ多くの人を訪れる8月から実施するなど、新規就業者の確保に努めた。引き続き、県外からの漁業就業者の確保により、本県の人口減少対策にも役立てて参りたい。

(水産振興課)

<参考：平成29年9月29日公表分>

本事業は平成27年度に既に廃止済みであるが、漁業の担い手確保・育成事業を進めているところであり、県外の漁業就業フェアなどで本県の取組をPRし、新規就業者の確保に努めている。意見を踏まえ、引き続き、県外からの漁業就業者の確保により、本県の人口減少対策にも役立てて参りたい。

(水産振興課)

措置済み

14 建設産業魅力発信・担い手育成事業(建設技術者育成支援事業)

イ 事業評価の有効性

157

(F) 一級土木施工管理技術検定試験準備講習会

現在の評価基準は、どちらかというところ他の建設産業経営力強化支援事業および建設産業の魅力発信事業に適する評価基準と言える。

本事業の最終目標は、建設産業の経済基盤を強化し、担い手の確保・育成等に取り組むことにより、建設労働従事者を確保し、今後の建設産業の発展に資すること、延いては県内の人口減少対策に貢献することにある。したがって、本事業の評価基準としては講座等の参加人数、合格者数、建設労働人口増加数等にすべきである。(意見)

平成28年度以降において、講座(学科)の参加人数、合格者数について、調査を行い、回答があった者の結果は以下のとおりであった。

(単位：人)

年度	参加人数	回答者数	合格者数
平成28年度	26	23	11
平成29年度	26	10	9
平成30年度	18	13	9

当該事業により建設労働従事者のスキルアップを促すとともに回答者は一部に限られるが、参加者の合格率に寄与した。

(建設管理課)

(その後の取組)

<参考：平成29年9月29日公表分>

本事業は、建設産業の次世代の担い手育成を目的としており、当該目的を達成するため、本事業の他、人材確保・育成支援セミナー、体験や実演等を通じ、担い手として期待され

措置済み

る人材へ建設業の魅力を知ってもらう様々な取組を行っている。そうした取組の評価基準として、「第2期徳島はぐくみプラン」における重点目標として、年間20回実施を設定している。

本事業の最終目標については、左記のとおりであるが、上記のとおり本事業の取組のみによって、達成されるものではなく、多様なアプローチによって、担い手育成を実施するものであるため、本事業に係る評価基準は有効なものとして継続する。新たな取組として、平成28年度以降は、本事業単体を検証する指標として、講座の参加人数、合格者数をもって効果を計ることとした。

(建設管理課)

157-158

(1) 土木施工管理技術テキスト購入・配布

本事業の目的が、県技術職員の技術力向上にあることから、一級土木施工管理技術検定試験の受験者数、合格者数および合格率等を評価基準に加え、次年度以降も引き続き本事業の事業効果を検証すべきである。(意見)

購入した土木施工管理技術テキストは課に備え付け、希望する職員に貸出を行っている。貸出者や研修参加者の一級土木施工管理技術検定試験の受験者数や合格者数を把握して、事業効果を検証した。

(その後の取組)

年 度	受験者数	合格者数	合格率
平成29年度	1人	1人	100%
平成30年度	1人	1人	100%

テキストの活用により2か年連続で合格者が出ており、事業の効果を確認した。

また、平成30年度以降については新たな取組として、研修に外部講師を招くなど、事業効果の向上に努めている。

今後も同様に事業の効果を検証していく。

(建設管理課)

<参考：平成29年9月29日公表分>

平成29年度においては、テキストの配布者や研修参加者の一級土木施工管理技術検定試験の受験者数や合格者数を把握して、事業効果を検証した。

今後も同様に事業の効果を検証していく。

(建設管理課)

措置済み

ウ 事業内容の有効性・効率性

158

(ア) 一級土木施工管理技術検定試験準備講習会

158-159		<p>参加人数58名に対し予算額(決算額)は必ずしも非効率的とは言えないが、有効性を考えると合格者が17名(アンケートにより確認している数値)、合格率29.3%というのは思わしくない。</p> <p>一級土木施工管理技術検定試験の一般的な合格率は約50%であることから、もう少し合格者を増やす努力が必要である。もちろん17名という数値はアンケートによるものであり、実際の数値ではないため一概には言えないが、今後は可能な限り受講生にその合否を確認し、合格率を50%まで上げる必要がある。(意見)</p>	<p>平成29年度及び平成30年度においても、講習会受講者の受験者数、合格者数について、未回答者への追跡調査を実施し、合格者数の正確な把握に努め、回答があった者の合格率は、それぞれ90%、69.2%であった。</p> <p>今後も、合格者数について可能な限り把握に努める。 (建設管理課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成29年9月29日公表分></p> <p>平成28年度において、講習会受講者の受験者数、合格者数について、未回答者への追跡調査を実施し、合格者数の正確な把握に努めたところ、合格率は、47.8%(回答拒否を除く)であり、おおよそ50%の合格率であった。</p> <p>今後も、合格者数について正確な把握に努める。 (建設管理課)</p>	措置済み
(イ) 土木施工管理技術テキスト購入・配布				
158-159		<p>予算面では適切であり問題はないが、その有効性を考えた場合、自己研鑽結果として、監督員(県職員)としての十分な施工管理の知識を身につけたか否かを確認する必要がある。</p> <p>今後は、テキストの配布者に一級土木施工管理技術検定試験を受講して頂き、その合格者数の把握に努めなければならない。(意見)</p>	<p>平成30年度においても、テキストの貸出希望者や研修参加者に対して一級土木施工管理技術検定試験の受験への声かけや受験受付の開始案内を定期的 to 実施し、受験の申し込み状況や合格者数を把握した。</p> <p>今後も同様に事業の効果を検証していく。 (建設管理課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成29年9月29日公表分></p> <p>平成29年度においては、テキストの配布者や研修参加者に対して、一級土木施工管理技術検定試験の受験への声かけや受験受付の開始案内を定期的 to 実施し、受験の申し込み状況や合格者数を把握した。</p> <p>今後も同様に、事業の効果を検証していく。 (建設管理課)</p>	措置済み
15 建設産業魅力発信・担い手育成事業(フィールド講座モデル事業)				
163-164	イ	事業評価の有効性		
		<p>本事業の本来の目的は講座等を開催することではなく、県外からの転居者を含め多くの建設産業への就労者を増やすこと、またスキルアップを図ることにより建設産業を支援し地域経済の活性化および地域防災力の向上等に寄与することである。講座等を開催したというだけでは、本来の目的が達成されたのかどうか解明できない。</p>	<p>平成29年度及び平成30年度において、受講生にアンケートを行った。</p> <p>アンケートの回収が完了した平成29年度においては、15名の回答者のうち、未就業者及び建設企業以外の企業に勤務している者4名において、受講後建設企業へ就職・転職した者はいなかったものの、建設企業に勤務している者11</p>	(その後の取組)

		<p>今後は、受講生のうち建設会社へ就職した者の数、割合等を把握し事業効果を検証すべきである。(意見)</p>	<p>名のうち、10名が勤務先での高度な仕事を任されるようになった、評価があがったなどやりがいにつながったと回答があった。</p> <p>(建設管理課)</p> <hr/> <p><参考：平成29年9月29日公表分> 本事業は、上述の建設技術者育成支援事業と同じく、多様なアプローチにより、担い手育成を行おうとするものであり、その評価基準については、「第2期徳島はぐくみプラン」における重点目標として年間20回実施としている。 平成29年度においては、本事業単体を検証する指標として、講座開催後に、受講生にアンケート用紙を配付、回収し、事業効果の検証を計ることとし、受講生に対する同用紙を作成した。 今後も事業実施の際には、同様の調査を実施する。 アンケート内容 ・未就業者及び建設企業以外の企業に勤務している者：建設会社へ就職・転職した者の数やその割合 ・既に建設企業に勤務している者：受講によるスキルアップが勤務先での従業務や待遇の改善との関連</p> <p>(建設管理課)</p>	措置済み
164	ウ 事業内容の有効性・効率性		<p>平成29年度及び平成30年度において、県外からの転入者やこれからの転入予定者を含め、広く徳島県内で就職を希望する者にも当該講座開催の情報が伝わるよう、就職支援情報サイト「ジョブナビとくしま」に記事掲載を行った。 また、講座開催時には参加者へ向けて、リーフレット等により徳島県の建設産業の魅力を紹介し、建設産業への人材定着を図った。</p> <p>(建設管理課)</p> <hr/> <p><参考：平成29年9月29日公表分> 平成29年度においては、県外からの転入者、これからの転入予定者を含め、広く徳島県内で就職を希望する者にも当該講座開催の情報が伝わるようWeb掲示板等を活用して、情報発信を行うこととした。 また、講座開催時には参加者へ向けて、リーフレット等により徳島県の建設産業の魅力を紹介し、建設産業への人材定着を図りたい。</p> <p>(建設管理課)</p>	(その後の取組) 措置済み
<p>本事業は今後さらに有効的に、効率的に実施していく必要がある。今後は周知方法を徹底させ、より多くの参加者を募集することが大切になってくる。 そして参加者には徳島県内の建設産業に従事してもらうため、徳島の建設産業の魅力を今以上に伝えてもらうとともに、さらに県外からの就職・転職者の増加に繋げてもらいたい。(意見)</p>	<p>平成29年度及び平成30年度において、県外からの転入者やこれからの転入予定者を含め、広く徳島県内で就職を希望する者にも当該講座開催の情報が伝わるよう、就職支援情報サイト「ジョブナビとくしま」に記事掲載を行った。 また、講座開催時には参加者へ向けて、リーフレット等により徳島県の建設産業の魅力を紹介し、建設産業への人材定着を図った。</p> <p>(建設管理課)</p>	(その後の取組)		

166-167	1 6 情報通信関連産業雇用促進支援事業	<p data-bbox="235 207 448 239">ウ 事業内容の有効性・効率性</p> <div data-bbox="459 255 1198 622"> <p>コールセンターやデータセンター等の情報通信関連事業所に対する支援事業としては、本事業のほかに、「新成長分野人材育成支援事業」(労働雇用戦略課)や「地方創生人材育成事業」(産業人材育成センター)があり、一定の雇用は生み出しているようである。 ただ、情報通信関連産業が、徳島県の強みである全国屈指のブロードバンド環境を活かすことのできる成長分野であり、かつ雇用創出効果が高い産業であるというのであれば、県単独事業として、本事業と同様の事業を実施する余地があるのか否かを、本事業の効果をより厳密に確認しながら、長期的な視点にたって、事業規模や事業内容も含め、検討してみるべきである。(意見)</p> </div> <div data-bbox="1209 255 2004 598"> <p>平成28年度から平成30年度まで、厚生労働省の「戦略産業雇用創造プロジェクト」を活用した「新成長分野人材育成支援事業(補助金)」(労働雇用戦略課)を実施した結果、3年間での目標雇用者数42人に対し、実績130人(平成31年3月末時点)となり、多くの雇用を生み出した。 今後は、第4次産業革命などの社会情勢の変化を踏まえ、情報通信関連事業所の中でも、特に、AIやIoTなどの先端技術を扱う企業のIT人材の不足に対応するため、人材の多い都市部等からのIT人材確保を促進する事業を国の交付金を活用して実施していく方針である。 (企業支援課,労働雇用戦略課)</p> </div> <div data-bbox="2016 255 2150 598">措置済み</div> <hr/> <div data-bbox="1209 614 2004 917"> <p><参考：平成29年9月29日公表分> 当事業は厚生労働省の「緊急雇用創出事業」を活用して平成26,27年度の2か年度にわたって実施したものである。 平成28年度からは同様の事業として、同省の「戦略産業雇用創造プロジェクト」を活用した「新成長分野人材育成支援事業(補助金)」(労働雇用戦略課)を実施しており、平成30年度まで実施する予定である。 平成31年度以降の事業実施については、そのときの国の実施事業や社会情勢の変化等を踏まえながら検討したい。 (企業支援課,労働雇用戦略課)</p> </div> <div data-bbox="2016 614 2150 917">検討中</div>
170-171	1 7 成長関連産業集積促進事業	<p data-bbox="235 997 448 1029">イ 事業評価の有効性</p> <div data-bbox="459 1045 1198 1189"> <p>本事業の目的が県内経済の活性化及び雇用機会の確保にある以上、雇用創出の効果を人数で示す評価基準の設定を、その設定が不可能であるという事情がない限り、検討してみるべきである。(意見)</p> </div> <div data-bbox="1209 1045 2004 1189"> <p>事業の一部であったビジネスフォーラムについて、引き続き、企業の誘致数や集積数等の効果を十分意識しながら事業を実施している。 (企業支援課)</p> </div> <div data-bbox="2016 1045 2150 1189">(その後の取組)</div> <hr/> <div data-bbox="1209 1204 2004 1414"> <p><参考：平成29年9月29日公表分> 本事業は平成27年度で既に廃止済みである。 事業の一部であったビジネスフォーラムについては継続しており、本県の立地優位性をPRすることで、企業を誘致することを目的とし、企業の誘致数や集積数等の効果を十分意識しながら事業を実施している。 (企業支援課)</p> </div> <div data-bbox="2016 1204 2150 1414">措置済み</div>

171	ウ 事業内容の有効性・効率性	<p>「景気見通しの不透明さ、ますます激化する各自治体間の誘致競争など、企業立地を取り巻く環境は依然と厳しいが、引き続き、成長分野にターゲットを絞った効率的かつ戦略的な企業誘致を推進する。」と今後の方針を定めており、フォーラムの内容も毎回工夫されているようではあるが、目標達成のために、より一層の工夫が望まれるところである。(意見)</p>	<p>平成30年度においても、平成30年11月1日に東京で開催したビジネスフォーラムでは就職マッチングイベントとの同時開催を、また、平成31年1月31日に大阪で開催したビジネスフォーラムでは新たに市町村PRブースの設置を行うなど、より一層の工夫を凝らした形で事業を実施した。 (企業支援課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成30年5月31日公表分> 平成29年11月2日に開催した「徳島ビジネスフォーラムin東京」及び平成30年2月6日に開催した「とくしまビジネスフォーラムin大阪」では、展示ブースにおいて新たに藍関連企業の製品展示を行い、徳島の魅力や先進性をPRした。 さらに「とくしまビジネスフォーラムin大阪」では、ベンチャー企業枠として「徳島大学発のベンチャー企業」の講演や展示も行った。 (企業支援課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成29年9月29日公表分> 平成29年度においても工夫を凝らす予定である。 (企業支援課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p> <p>検討中</p>
174-175	18 外資系企業対日投資促進事業 ウ 事業内容の有効性・効率性	<p>外資系企業の投資は短期間で実現できるものではないので、事業内容の有効性・効率性を即断することはできないが、本事業のように、最終的な目標達成の実現可能性が非常に低いと判断せざるを得ないものについては、例え、国の補助金が利用でき、県財政に直接的な不利益を及ぼさない場合であったとしても、最終的な目標達成の実現可能性の程度や県全体に与える影響を総合的に見極めたうえで、実施するか否かを慎重に検討すべきである。(意見)</p>	<p>平成29年度以降においても、引き続き、特化した予算措置は取らず、企業誘致事業全体の中で、情報収集・PR活動を行い、補助制度も活用しつつ、外資系企業の誘致の実現を図っているところである。 (企業支援課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成29年9月29日公表分> 本事業は平成27年度で既に廃止済みである。 平成28年度以降については、特化した予算措置は取らず、企業誘致事業全体の中で、情報収集・PR活動(個別企業訪問、ホームページによる情報発信等)を継続して行い、補助制度も活用しつつ、誘致の実現を図ることとしている。 (企業支援課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>

UターンやIターン等県外からの労働人口の流入に寄与するもの

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
179-180	1 攻めの「UI」ターン」獲得促進事業			
	ア 事業遂行手続の適法性・妥当性			
183-184	(イ) 大学生等と企業のマッチングイベントの開催			
	a 委託先選定の手続きの適法性・妥当性	<p>4回のイベントのうち3回について、プロポーザルを経ておらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約とすることの根拠を欠いていると言わざるを得ない。</p> <p>過去の実績や全体運営事業者との連携や周知広報などの点において、当該委託先を選定するメリットはあったかもしれないが、それのみで随意契約の理由である「類似の団体がないこと」にはあたらない。</p> <p>契約金額が最も安価であろうとの推察のもと、随意契約で委託先を選定するのではなく、業務内容によってはプロポーザルを経る、あるいは必要経費の見積もりを取り、その金額が妥当なものであるか、また、委託先として最適であるか、比較検討すべきである。(指摘)</p>	<p>平成30年度においても、プロポーザルにより委託先を選定した。</p> <p>(労働雇用戦略課)</p> <hr/> <p><参考：平成29年9月29日公表分> 平成29年度は、プロポーザルにより委託先を選定した。</p> <p>(労働雇用戦略課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <hr/> <p>措置済み</p>
	ウ 事業内容の有効性・効率性			
	(ア) プロフェッショナル人材UI」ターン助成金			
	b 周知方法の妥当性	<p>より効果の上がる周知方法につき工夫されたい。(意見)</p>	<p>平成30年度からは、関連事業実施職員が企業訪問する際に、当該制度について丁寧な説明を実施するに加え、県ホームページの労働雇用戦略課ページにおいて注目情報として掲載し周知に努めた。</p> <p>(労働雇用戦略課)</p> <hr/> <p><参考：平成29年9月29日公表分> 平成29年度からは、関連事業実施職員が企業訪問する際</p>	<p>(その後の取組)</p> <hr/> <p>措置済み</p>

184			にパンフレットを配布するだけでなく、当該制度について説明するなど、丁寧な周知をすることとした。 (労働雇用戦略課)	
	c 実績	助成金制度の周知・募集の方法を工夫し、努力すべきである。(意見)	意見を踏まえ、引き続き周知・募集をした結果、正社員雇用数は、平成29年度は7名、平成30年度は10名の実績があった。 (労働雇用戦略課)	(その後の取組)
			<参考：平成29年9月29日公表分> 意見を踏まえ、周知・募集をした結果、正社員雇用数は、平成27年度は1名、平成28年度は6名の実績があった。 (労働雇用戦略課)	措置済み
185	(イ) 大学生等と企業のマッチングイベントの開催			
	b 周知方法の妥当性	イベントの周知方法につき、集めた情報を踏まえて、工夫するべきである。(意見)	平成30年度においては、アンケート調査の結果を踏まえ、大学生等への周知方法として、大手就活サイトからのダイレクトメールや大学キャリアセンターを通じた広報を行った。また、保護者に対するアプローチとして新聞広告を行うなど、周知方法の改善を行った。 (労働雇用戦略課)	(その後の取組)
			<参考：平成30年5月31日公表分> 平成29年度においては、アンケート調査の結果を踏まえて、大学生等への周知方法としてウェブツールを取り入れ、大手就活サイトのバナー広告やSNS、インターネットの検索サイトを利用するなど、周知方法の改善を行った。 (労働雇用戦略課)	措置済み
<参考：平成29年9月29日公表分> 平成29年度は参加者に対するアンケート調査の結果を分析し、より効果が見込まれる方法で周知を行う予定である。 (労働雇用戦略課)			検討中	
185-186	c 実績	イベントにおける具体的な問題点について、現場に立ち会った職員がその場で改善するべきであった。(意見)	平成30年度においても引き続き、イベント開催中に県の担当者が企業ブースを積極的に巡回・点検し、問題点の把握	(その後の取組)

			<p>に努め、きめ細やかな対応を行い、来場者と企業との円滑なマッチングが図られ、概ね好評を得られた。 (労働雇用戦略課)</p>	
			<p><参考：平成30年5月31日公表分> イベント開催中に県の担当者が企業ブースを積極的に巡回・点検し、問題点の把握に努め、きめ細やかな対応を行った結果、来場者と企業とのより円滑なマッチングが図られ、概ね好評を得られた。 (労働雇用戦略課)</p>	措置済み
			<p><参考：平成29年9月29日公表分> 平成29年度は、イベントにおける具体的な問題点について、その場で対応可能なものについては改善し、難しい場合は後日対応するなど、きめ細やかな対応に努める。 (労働雇用戦略課)</p>	検討中
		<p>東京でのイベント開催をやめるのではなく、過去のイベントから明らかになった課題を踏まえて、より充実したイベント開催を目指すべきである。また、開催場所以外の点においても、実際に開催する際には、アンケート結果も参考にして問題点を改善するよう努力すべきである。(意見)</p>	<p>効果的なイベントの実施及び内容の充実を図るため、平成30年度においては、移住・事業承継部門等と合同で東京でのイベントを開催した。 平成31年度においては、大学との連携により新たな展開を目指す。 (労働雇用戦略課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成30年5月31日公表分> 平成29年度は、地方創生の観点から、東京でのマッチングイベントを開催し、移住コーナーを設けるなどして内容を充実させた。また、平成30年度においても、引き続き東京で開催する予定である。なお、今後も、ウェブツールを取り入れるなど効果的な周知に努めるとともに、アンケート結果を反映させ、より良いイベントの開催を図る。 (労働雇用戦略課)</p>	措置済み
			<p><参考：平成29年9月29日公表分> 平成29年度は、参加者からのアンケート結果を踏まえ、東京で開催する予定である。 また、開催場所以外の問題点についても、引き続き、アンケート結果を参考に、次のイベントに反映する予定である。 (労働雇用戦略課)</p>	検討中
		<p>(ウ) 「ジョブナビとくしま」「ジョブカフェとくしま」のシステム改修</p>		
		<p>b チラシについて</p>		

	チラシの配布場所，方法等について，より効果が高 るように改善するよう検討すべきである。(意見)	平成30年度においても引き続き，メールマガジンの活用 や，インターネットで閲覧できるようチラシを県ホーム ページに掲載した。 (労働雇用戦略課)	(その後の取組)
		<参考：平成29年9月29日公表分> 平成29年度は，より効果を上げるため，メールマガジ ンの活用や，インターネットで閲覧できるようチラシを県ホ ムページに掲載した。 (労働雇用戦略課)	措置済み

(I) 全体について

a 首都圏との違いのアピールについて

	徳島県では首都圏に比べて低い収入額であったとして も，家賃や物価が安いことなどから，首都圏に比べて豊 かな生活を送ることができる現実がある。質問を受けた 場合に説明するだけでなく，上のような現実を積極的 に伝える努力が不可欠である。 また，ジョブステーションのパンフレットを作成する 際には，より一層幅広い職種の実例を紹介することを検 討すべきである。(意見)	平成30年度においても引き続き，他課との連携を図り， 県外の就職相談会等において，徳島での住みやすさにつ いても積極的に最新の情報を発信した。なお，今後パン フレットを作成する際には，意見を踏まえたものを作成 したい。 (労働雇用戦略課)	(その後の取組)
		<参考：平成29年9月29日公表分> これまで，徳島県で住むことのメリットについて，情 報を発信してきたところであるが，平成29年度からは， 他課との連携により，徳島での住みやすさについても， 県外での就職相談会等において，積極的に最新の情報 を発信している。今後とも，徳島の魅力や就職情報を アピールしていきたい。 なお，パンフレットを作成する予定は今のところない が，今後作成する際には，意見を踏まえたものにし たい。 (労働雇用戦略課)	措置済み

b 他の課との連携について

	今後も関連する他の課との連携を深め，無駄なく効 果的に事業を推進されたい。(意見)	平成30年度においても引き続き，県外での就職相談 会等において移住に関する相談を受け付けるなど，関 係課と連携を深め，効果的な事業を推進している。 (労働雇用戦略課)	(その後の取組)
		<参考：平成29年9月29日公表分> 引き続き，県外での就職相談会等において移住に関 する相談を受け付けるなど，関係課と連携を深め， 効果的な事業を推進している。	措置済み

187-188

188-189

193-194	<p>2 大学連携・地方創生推進事業</p> <p>イ 事業評価の有効性</p> <p>(1) 大学連携・地域活性化人材育成支援事業</p>									
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="248 371 459 1134"></td> <td data-bbox="459 371 1205 1134"> <p>具体的な目標について、「v s 東京『とくしま回帰』総合戦略」の全体的な目標にとどまらず、本事業独自の数値を設定することを検討されたい。(意見)</p> </td> <td data-bbox="1205 371 2002 839"> <p>事業名は、大学連携・地域人材育成事業に変更となっているが継続して、学生の県内定着に向けた取組みを推進している。</p> <p>平成29年度に本事業独自の数値目標として、平成29年7月に実施したアンケート結果をもとに、本事業に参加した学生の県内定住希望率10ポイントアップを目指すこととしていた。</p> <p>しかしながら、平成29年度に実施したアンケート調査については、その回答者に学部への偏り等が見られたため、見直しを検討している。</p> <p>平成30年8月に、県内の8高等教育機関、産業界、行政機関が連携して、人材育成と県内定着の促進などを行うため、新たに立ち上げた組織を活用し、より正確な実態を把握できるよう努める。</p> <p style="text-align: right;">(県立総合大学校本部)</p> </td> <td data-bbox="2002 371 2159 839">(その後の取組)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 839 459 1134"></td> <td data-bbox="459 839 1205 1134"></td> <td data-bbox="1205 839 2002 1134"> <p><参考：平成29年9月29日公表分></p> <p>本事業独自の数値を設定することを検討するため、平成29年7月に県内高等教育機関の学生を対象にアンケート調査を実施した。調査結果を分析したところ、フィールドワークを実施する科目を受講した学生の方が県内に定住したいという意識が高かったことから、本事業独自の数値目標を設定するとともに、継続的に調査を実施し、フィールドワークによる県内定着の意識の高まりを確認することとした。</p> <p style="text-align: right;">(県立総合大学校本部)</p> </td> <td data-bbox="2002 839 2159 1134">措置済み</td> </tr> </table>		<p>具体的な目標について、「v s 東京『とくしま回帰』総合戦略」の全体的な目標にとどまらず、本事業独自の数値を設定することを検討されたい。(意見)</p>	<p>事業名は、大学連携・地域人材育成事業に変更となっているが継続して、学生の県内定着に向けた取組みを推進している。</p> <p>平成29年度に本事業独自の数値目標として、平成29年7月に実施したアンケート結果をもとに、本事業に参加した学生の県内定住希望率10ポイントアップを目指すこととしていた。</p> <p>しかしながら、平成29年度に実施したアンケート調査については、その回答者に学部への偏り等が見られたため、見直しを検討している。</p> <p>平成30年8月に、県内の8高等教育機関、産業界、行政機関が連携して、人材育成と県内定着の促進などを行うため、新たに立ち上げた組織を活用し、より正確な実態を把握できるよう努める。</p> <p style="text-align: right;">(県立総合大学校本部)</p>	(その後の取組)			<p><参考：平成29年9月29日公表分></p> <p>本事業独自の数値を設定することを検討するため、平成29年7月に県内高等教育機関の学生を対象にアンケート調査を実施した。調査結果を分析したところ、フィールドワークを実施する科目を受講した学生の方が県内に定住したいという意識が高かったことから、本事業独自の数値目標を設定するとともに、継続的に調査を実施し、フィールドワークによる県内定着の意識の高まりを確認することとした。</p> <p style="text-align: right;">(県立総合大学校本部)</p>	措置済み	
	<p>具体的な目標について、「v s 東京『とくしま回帰』総合戦略」の全体的な目標にとどまらず、本事業独自の数値を設定することを検討されたい。(意見)</p>	<p>事業名は、大学連携・地域人材育成事業に変更となっているが継続して、学生の県内定着に向けた取組みを推進している。</p> <p>平成29年度に本事業独自の数値目標として、平成29年7月に実施したアンケート結果をもとに、本事業に参加した学生の県内定住希望率10ポイントアップを目指すこととしていた。</p> <p>しかしながら、平成29年度に実施したアンケート調査については、その回答者に学部への偏り等が見られたため、見直しを検討している。</p> <p>平成30年8月に、県内の8高等教育機関、産業界、行政機関が連携して、人材育成と県内定着の促進などを行うため、新たに立ち上げた組織を活用し、より正確な実態を把握できるよう努める。</p> <p style="text-align: right;">(県立総合大学校本部)</p>	(その後の取組)							
		<p><参考：平成29年9月29日公表分></p> <p>本事業独自の数値を設定することを検討するため、平成29年7月に県内高等教育機関の学生を対象にアンケート調査を実施した。調査結果を分析したところ、フィールドワークを実施する科目を受講した学生の方が県内に定住したいという意識が高かったことから、本事業独自の数値目標を設定するとともに、継続的に調査を実施し、フィールドワークによる県内定着の意識の高まりを確認することとした。</p> <p style="text-align: right;">(県立総合大学校本部)</p>	措置済み							
194	<p>ウ 事業内容の有効性・効率性</p> <p>(ア) 大学等サテライトオフィス開設支援事業</p>									
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="248 1254 459 1409"></td> <td data-bbox="459 1254 1205 1409"> <p>これまでに対象としている4大学以外の大学に対しても、広く募集し働きかけることを検討されたい。(意見)</p> </td> <td data-bbox="1205 1254 2002 1409"> <p>関西圏の大学を中心に広く働きかけを行った結果、平成30年3月に関西圏の大学が新たにサテライトオフィスを美波町に開設した。</p> <p style="text-align: right;">(県立総合大学校本部)</p> </td> <td data-bbox="2002 1254 2159 1409">(その後の取組)</td> </tr> </table>		<p>これまでに対象としている4大学以外の大学に対しても、広く募集し働きかけることを検討されたい。(意見)</p>	<p>関西圏の大学を中心に広く働きかけを行った結果、平成30年3月に関西圏の大学が新たにサテライトオフィスを美波町に開設した。</p> <p style="text-align: right;">(県立総合大学校本部)</p>	(その後の取組)					
	<p>これまでに対象としている4大学以外の大学に対しても、広く募集し働きかけることを検討されたい。(意見)</p>	<p>関西圏の大学を中心に広く働きかけを行った結果、平成30年3月に関西圏の大学が新たにサテライトオフィスを美波町に開設した。</p> <p style="text-align: right;">(県立総合大学校本部)</p>	(その後の取組)							

194			<p><参考：平成29年9月29日公表分> 平成29年度において、より一層の地域の課題解決、活性化を図るため、大学等が地域と連携して教育・研究活動、社会貢献活動、課題解決などに取り組むサテライトオフィスの設置について、関西圏の大学を中心に広く働きかけを行った。 (県立総合大学校本部)</p>	措置済み
	(1) 大学連携・地域活性化人材育成支援事業	<p>これまでに対象としている4大学以外の大学に対しても、広く募集し働きかけることを検討されたい。(意見)</p>	<p>関西圏の大学を中心に広く働きかけを行った結果、関西圏の大学がサテライトオフィスを拠点に、平成30年3月、同年12月及び平成31年3月と継続的に地域住民等と連携した防災対策に関するフィールドワーク活動を実施した。 (県立総合大学校本部)</p> <p><参考：平成29年9月29日公表分> 本事業で実施している大学生等が地域の課題解決に取り組む「地域連携フィールドワーク講座」について、「大学等サテライトオフィス開設支援事業」と併せて、関西圏の大学を中心に広く働きかけを行った。 (県立総合大学校本部)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>
200-203	3 移住・交流情報発信強化事業			
	ア 事業遂行手続の適法性・妥当性			
	(ア) 移住交流支援体制整備事業			
	e 移住交流フェア用グッズ作成業務			
	<p>支出負担行為に係る一連の書類の記載方法を改善し、2号随意契約とする根拠の内容が十分に伝わるようにすべきである。(意見)</p>	<p>その後締結した委託契約についても、引き続き県の随意契約ガイドラインを参考に、条文の趣旨に沿った適正な随意契約理由の記載を徹底するよう努めている。 (地方創生推進課)</p> <p><参考：平成29年9月29日公表分> 地方自治法施行令第167条の2第1項2号により随意契約を締結する場合の根拠の記載方法については、一部の支出負担行為の立案文書において、記載内容が不十分な事案があったことから、御意見を受け、県の随意契約ガイドラインを参考に、条文の趣旨に沿った適正な随意契約理由の記載を徹底するよう改善した。 (地方創生推進課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>	

事業費の大半が、委託先から外注先に支払われる費用であることからすると、その金額の妥当性を事後的に確認できるようにするため、委託業務完了報告書に外注先を具体的に記載してもらふべきである。(意見)

その後締結した委託契約には、委託先から外注先に支払われる費用が大半であるものはないが、同様の契約を締結する際には、外注先を具体的に記載させるよう努める。
(地方創生推進課)

(その後の取組)

<参考：平成29年9月29日公表分>

委託契約において、委託先から外注先に支払われる費用が大半である場合には、委託業務完了報告書に外注先を具体的に記載するなど、改善することとした。

なお、当委託業務で作成したグッズ(ポロシャツ)を、平成29年3月に追加発注した際に、外注先の発行した請求書を提出してもらい、金額の妥当性を確認した。
(地方創生推進課)

措置済み

(1) 移住・交流情報強化事業

a 徳島県移住・交流ウェブサイト構築業務

プロポーザル方式をとったとしても、参加者が少なければ競争原理が十分に働かないおそれがある。適正な競争が担保されるだけの参加者数が確保できるようにより一層工夫することが望ましい。(意見)

プロポーザル方式による業者選定を行う場合には、適正な競争が担保される参加者数の増加に向けて、県のホームページ以外でも募集の周知を行うよう努めている。
(地方創生推進課)

(その後の取組)

<参考：平成29年9月29日公表分>

当委託事業は平成27年度に終了しており、当分の間ホームページの構築を行う予定はないが、今後、他の委託事業において、プロポーザル方式による業者選定を行う場合には、御意見を受け、適正な競争が担保される参加者数の増加に向けて、県のホームページ以外でも募集の周知を行うこととする。

(地方創生推進課)

措置済み

プロポーザルを経たとはいえ、上記のとおり2社の比較しかできていない。金額の妥当性が担保されるよう、より一層の工夫を検討することが望ましい。(意見)

平成29年度以降、プロポーザル方式による業者選定を行う事業はないが、今後、同様の事業を実施する場合には、適正な競争が担保される参加者数の増加に向けて、県のホームページ以外でも募集の周知を行うこととする。
(地方創生推進課)

(その後の取組)

<参考：平成29年9月29日公表分>

当委託事業は平成27年度に終了しており、当分の間ホームページの構築を行う予定はないが、今後、他の委託事業において、プロポーザル方式による業者選定を行う場合には、

措置済み

203-204

204-205			御意見を受け、金額の妥当性が担保される参加者数の増加に向けて、県のホームページ以外でも募集の周知を行うこととする。 (地方創生推進課)		
	b とくしま移住者受入れガイドブック作成業務				
		2号随意契約により委託契約するのであれば、その根拠と理由を分かりやすく明確に記載するよう、改善すべきである。(意見)	その後締結した委託契約についても、引き続き県の随意契約ガイドラインを参考に、条文の趣旨に沿った適正な随意契約理由の記載を徹底するよう努めている。 (地方創生推進課)	(その後の取組)	
			<参考：平成29年9月29日公表分> 地方自治法施行令第167条の2第1項2号により随意契約を締結する場合の根拠の記載方法については、一部の支出負担行為の立案文書において、記載内容が不十分な事案があったことから、御意見を受け、県の随意契約ガイドラインを参考に、条文の趣旨に沿った適正な随意契約理由の記載を徹底するよう改善した。 (地方創生推進課)	措置済み	
(り) 民間移住支援団体・企業等との連携推進					
205-207	a 「とくしまで住み隊」会員証及び「とくしま移住サポート企業」表示ステッカー作成業務				
		支出負担行為に係る一連の書類の記載方法を改善し、2号随意契約とする根拠の内容が十分に伝わるようにすべきである。(意見)	その後締結した委託契約についても、引き続き県の随意契約ガイドラインを参考に、条文の趣旨に沿った適正な随意契約理由の記載を徹底するよう努めている。 (地方創生推進課)	(その後の取組)	
			<参考：平成29年9月29日公表分> 地方自治法施行令第167条の2第1項2号により随意契約を締結する場合の根拠の記載方法については、一部の支出負担行為の立案文書において、記載内容が不十分な事案があったことから、御意見を受け、県の随意契約ガイドラインを参考に、条文の趣旨に沿った適正な随意契約理由の記載を徹底するよう改善した。 (地方創生推進課)	措置済み	
		事業費の大半が、委託先から外注先に支払われる費用であることからすると、その金額の妥当性を事後的に確認できるようにするため、委託業務完了報告書に外注先を具体的に記載してもらうべきである。(意見)	その後締結した委託契約においては、委託先から外注先に支払われる費用が大半であるものはないが、今後、同様の契約を締結する際には、外注先を具体的に記載させることとする。	(その後の取組)	

			(地方創生推進課)	
207-208	イ 事業評価の有効性	<p>具体的な達成目標を設定した場合には、それを示す資料を作成しておくべきである。(意見)</p>	<p><参考：平成29年9月29日公表分> 委託契約において、委託先から外注先に支払われる費用が大半である場合には、委託業務完了報告書に外注先を具体的に記載するなど、改善することとした。 (地方創生推進課)</p> <hr/> <p>移住体験ツアー等においては、事業がより効果的に実施されるよう、具体的な達成目標を設定し、委託先には業務完了報告書にその成果を記載してもらい、県においてもツアーレポート等、目標と成果を検証した資料を作成している。 (地方創生推進課)</p> <hr/> <p><参考：平成29年9月29日公表分> 移住者数や移住相談件数などは、以前から「新未来『創造』とくしま行動計画」において目標を設定し、進捗管理及び評価を行っているが、御意見を受け、平成29年度からは、移住体験ツアーをはじめとした個々の委託事業についても、できる限り具体的な達成目標を設定するとともに、委託先には業務完了報告書にその成果を記載させ、完了検査において目標と成果を検証した資料を作成し、次年度の事業内容の見直しに役立てるよう改善することとした。 (地方創生推進課)</p>	<p>措置済み</p> <hr/> <p>(その後の取組)</p> <hr/> <p>措置済み</p>
211-212	4 とくしま林業アカデミー事業 イ 事業評価の有効性	<p>林業労働者の高齢化率が高く、今後の離職率も高まること予想されること、新規林業就業者の定着率が不明であることなどに鑑みると、「新次元林業プロジェクト」に掲げる累計新規林業就業者数の戦略目標数は、見直しを迫られる可能性がある。現時点では、「とくしま林業アカデミー」の定員を増やすことが最も有効かつ確な対応策であると思われる。10年という長い期間のプロジェクトであるから、その間においては、現状に応じて、戦略目標の見直しを柔軟に考えるべきであるし、累計新規林業就業者数の目標数値を上げる場合には「とくしま林業アカデミー」の定員増を検討してみるべきである。 (意見)</p>	<p>新次元林業プロジェクトでの戦略目標である新規林業就業者の増加を図るため、「とくしま林業アカデミー」の定員を増加し、平成30年度は13名、平成31年度は15名を受け入れるほか、那賀高校森林クリエイト課からも第1期の卒業生が県内林業事業体へ就業するなど、新規林業就業者の確保に努めた。 (林業戦略課)</p> <hr/> <p><参考：平成29年9月29日公表分> 本県では、平成17年度から県産材生産量を増産する「林業プロジェクト」に取り組み、平成28年度までの新規林業就業者は299人にのぼり、その定着率はおよそ73%とな</p>	<p>(その後の取組)</p> <hr/> <p>措置済み</p>

			<p>っている。 また、平成28年4月に開講した「とくしま林業アカデミー」では当初予定の定員10名のところ、平成28年度は11名、平成29年度は13名を受け入れ、新たな就業者を養成している。 しかし、平成27年国勢調査結果（平成29年2月公表）では、徳島県の林業就業者数は822人と前回調査より15名減少し、平均年齢は50歳を超えていることから、さらなる新規就業者の確保が必要である。 このことから、若手の就業希望者が集まる「とくしま林業アカデミー」の平成30年度募集定員を5名程度増やすこととした。 （林業戦略課）</p>	
213	ウ 事業内容の有効性・効率性		<p>県産材の需要拡大を図るため、国内では大都市圏における展示商談会開催をはじめ、幅広い世代の方々に木の良さを発信するため、平成31年2月16日に全国木育サミットを開催した。また、海外では台湾、韓国を中心に木製品と大工を合わせた「まるごと輸出」による県産材の輸出拡大に取り組んでいる。 （林業戦略課）</p>	（その後の取組）
		<p>人口減少対策の面から見ても、「とくしま林業アカデミー」の定員を増やすことは、検討してみるべき課題である。 なお、県産材の利用の拡大は、本事業を推進するうえでの大前提になっている。その大前提が欠けると、新規に林業に就業した者の定着も危うくなる。県産材の県内外、海外での需要の開拓には、大きな力を注ぐべきである。（意見）</p>	<p>＜参考：平成29年9月29日公表分＞ 前述のとおり「とくしま林業アカデミー」の平成30年度募集定員を5名程度増やすこととした。 また、海外での需要開拓については、以前から丸太を中心に県産材の海外輸出を行っているが、平成28年12月にはシンガポールに、平成29年3月には台湾に新たにショールームを設置し、県産材の魅力を発信するとともに、大工等木造建築技術伝承や人材交流を進め、海外需用の開拓に取り組んだ結果、付加価値の高い製品輸出が拡大している。 （林業戦略課）</p>	措置済み
217-218	5 サテライトオフィスおもてなし推進事業			
	イ 事業評価の有効性		<p>平成30年度においてもアンケート調査を実施したところ、循環利用者を含めた実質的な就業者数は増加していた。 今後も引き続きアンケートを実施し、進出企業によるサテライト運用の状況を把握し、事業を展開していく上での資料</p>	（その後の取組）
		<p>進出地域の拡大を第一の目標として評価基準に設定しつつも、同時に、進出企業数や常駐の就業者数だけでなく、実質的な就業者数も把握していくようにすべきである。（意見）</p>		

			<p>としていく。 (地方創生推進課)</p>	
224-225	6 外国人にやさしい徳島づくり推進事業	<p>ア 事業遂行手続の適法性・妥当性</p> <p>A財団との随意契約については適切であるとは言い難い。今後は、本県において同様の業務を行っているB社団との重複の有無を検討し、指名競争入札等の是非を検討して頂きたい。</p> <p>また、A財団との随意契約は、生活支援講座(日本語教室)開催事業を始め全ての事業を包括した契約となっている。契約金額は2,067万5,000円となっており、A財団はこの範囲内で事業をおこなっている。その結果、日本語教育のための学習教材作成事業に323万7,000円費やしている。この教材は合計で300冊作られており、従って作成費用は1冊当たり約1万円となっている。これは明らかに高額と言わざるを得ない。</p> <p>このような結果が生じるのは、A財団との契約が包括的な随意契約となっているためであり、効率的な事業実施のためには委託内容を検討する必要がある。</p> <p>今後は、委託事業の内容を分割する等の見直しを行い、B社団との競合も考慮に入れるとともに、あるいは教材作成なら外部委託する等の方法により、予算の削減に努めて頂きたい。(指摘)</p>	<p><参考：平成29年9月29日公表分> サテライトオフィスと本社等を行き来する循環利用者も含めた実質的な就業者数を把握するため、平成29年度、進出企業に対するアンケート調査を実施した。 (地方創生推進課)</p> <p>引き続き、より効率的な事業の実施に努めるため、平成30年度の日本語教育のための学習教材作成事業では、県内大学の日本語教育を推進している講師等で構成された日本語教育事業運営委員会を3回開催し、日本語の学習ニーズに対応するために教材内容を検討して作成している。また、経費が高い翻訳については、在籍する国際交流員の翻訳業務(英語・中国語)として実施し、コスト削減を図っている。 (国際課)</p> <p><参考：平成29年9月29日公表分> A財団とB社団との競合を検討するため、B社団に聞き取りし、その業務内容や実施体制について、確認を行った。B社団は、活動対象となる自治体の姉妹都市交流活動を中心に、外国人相談事業や日本語教室、語学教室などを行っているが、その実施体制は、1名のパート職員の他は、会員のボランティアによるものである。</p> <p>これまでの委託先であるA財団は、県内の中核的民間国際交流団体である地域国際化協会として総務省が認定した県内唯一の団体であり、専門の国際交流コーディネーター2名や多言語相談員2名等を擁するとともに、B社団を含む県内民間活動団体や関係機関、相談機関等とのネットワークを有する団体である。</p> <p>本事業の目的は県内全域で在住外国人に対する総合的支援を実施することであり、日本語教育や外国人支援から得られた情報を日本語教材に盛り込み、単なる学習教材でなく地域情報を提供する冊子とするなど各事業に関連付けて目的を達するものであり、豊富な経験や専門知識を有し県内全域での実施体制が整ったA財団の他に委託できる事業者がいなかったため随意契約により実施している。</p> <p>一方で、より効率的な事業の実施に努める必要があるため、</p>	<p>措置済み</p> <p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>

			<p>平成29年度の学習教材作成事業においては、平成25年度に本事業で作成した教材が県内の日本語教育関係者のニーズが高く、県としてもより多くの方に活用していただけるよう部数を増やし増補改訂版を作成する予定であり、平成27、28年度の作成費よりも予算を削減するよう努めた。 (国際課)</p>	
225	イ 事業評価の有効性		<p>平成30年度については、「とくしま外国人支援ボランティア」の登録を一元化し、ボランティアがより活動しやすい体制を構築した。このことによりボランティア活動が促進され、県内在住外国人が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進した。また、ボランティアの派遣を依頼する団体等の報告書において、災害時通訳ボランティアからスキルアップを求める声があったことから、平成30年度は災害時ボランティアを対象とするスキルアップ研修会を開催し、災害時の具体的な外国人支援や、通訳ができない言語については、やさしい日本語で対応するなど、災害時のボランティア活動を促進した。 (国際課)</p> <p>＜参考：平成29年9月29日公表分＞ 在住外国人の支援を目的とした、このネットワーク制度は、県民の方にボランティアとして登録いただき、様々な支援活動に参加いただくものである。 従来からボランティアを依頼する団体に、会員からのボランティア活動の提供を受けた後、活動に対する感想や意見を記述する報告書の提出を求めている。 評価基準として満足度を数値化するのは難しいが、今後とも報告書から得られた感想や意見を活かして、よりよい事業内容に反映させていく。 (国際課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>
226	ウ 事業内容の有効性・効率性		<p>従前より、ホームページをはじめA財団が発行している多言語情報誌や、県内スーパーマーケットへの日本語教室のチラシの配架等により本事業の広報を実施しているところであり、ホームページの更新等を継続している。 また、平成31年度から「地域外国人コーディネーター」を設置し、県内在住の外国人の課題を把握するとともに、日本語講座等の周知も積極的に行うこととしている。</p>	(その後の取組)
<p>本事業の目的は、外国人を社会の一員として受け入れ社会から排除されないようにするために、人種・国籍等にかかわらず、県内在住外国人が安全・快適に暮らすことのできる多文化共生のまちづくりを推進することにあるが、究極の目的は多文化共生のまちづくりを推進することにより、より多くの県内在住外国人を確保し、人口減少対策に資することにあると思われる。 したがって本事業の評価基準としては、会員の活動に対する満足度、紹介者数等を加えることも大切ではないだろうか。(意見)</p>	<p>本事業をさらに有効的にするには、新たなニーズを見つけるとともに、県内在住の外国人に周知することが重要になってくる。そのためには今の参加者に対しアンケートを実施し今後のニーズを把握するとともに、参加者の口コミの促進、ホームページの開設・更新、SNSの利用等を実施する必要があるのではないだろうか。約5,000人いる県内在住の外国人の全てに本事業を周知し</p>			

	<p>て頂きたいものである。 また本事業を効率的に実施するためには、より少ない予算でより多くの参加者を確保する必要がある。そのためには、委託先の選定に十分注意を払い、可能であるなら指名競争入札の方法を採用するなど予算削減に努めるとともに、講座等の内容を充実させ参加者の増加に繋げて頂きたい。(意見)</p>	<p>今後とも、日本語教育が有効に実施されるよう、教育現場や外国人の声を取り入れ、新たなニーズに対応できるよう実施してまいりたい。 (国際課)</p>	
		<p><参考：平成29年9月29日公表分> 従前より、ホームページをはじめA財団が発行している多言語情報誌や、県内スーパーマーケットへの日本語教室のチラシの配架等により本事業の広報を実施しているところであり、ホームページの更新等を継続していく。 日本語教室では、通常日本語講座だけでなく外国人が興味を持つような体験型の日本語講座を開催しているところがあるが、平成29年度はやさしい日本語による落語を聞く講座の開催など新たな試みを実施し、参加者の増加に努めている。 (国際課)</p>	措置済み

平成29年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置

監査テーマ：随意契約及び当該随意契約を含む事業について

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
21-27	3 第24回参議院議員通常選挙に係る諸印刷物の作成	<p>実績に基づく確実性を評価するだけでは、多数の印刷業者が存在する状況下では2号随意契約の理由が成り立つとは思われない。 「過去の実績」以外の理由については、入札の際の条件を工夫することで対応できると思われる。 本事業については、2号随意契約とする合理的な理由がないと思われるので、競争入札の導入を考えるべきである。(意見)</p>	<p>平成31年4月7日執行の徳島県知事及び徳島県議会議員一般選挙においては、資格者名簿()に登載されている県内の印刷業者に対して予め選挙関係印刷業務に係る受託可否の調査をした上で、入札が可能なもの(投票用紙、選挙公報、氏名等掲示用紙)について、それぞれ指名競争入札を行った。 また、入札の際の条件に「県選挙管理委員会書記の立会・作業スペースを確保すること」、「印刷時の秘密保持が確保されること」、「印刷物保管のため施錠できる部屋を確保すること」、「市町村選挙管理委員会が受け取りに来るためのスペースを確保すること」及び「無投票の場合作成を中止する場合があること」等を付することで、選挙の管理執行業務に支障を来さないよう努めた。 この結果、選挙公報では2者、投票用紙及び氏名等掲示用紙については3者から応札があり、いずれも競争性の確保が図られた。</p>	措置済み

			<p>今後も、引き続き可能な限りすべて競争入札を通じて委託するよう努める。</p> <p>() 資格者名簿 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱による資格審査を受け資格を有すると認められた者を登載している、物品の購入等の契約に係る一般競争入札(指名競争入札)参加資格者名簿 (市町村課)</p>	
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 県内の他の印刷業者に対し、選挙関係印刷業務に係る受託可否を調査した上で、可能なものについてはすべて競争入札を通じて委託するよう準備を進めている。 (市町村課)</p>	検討中
28-31	4 県庁来庁者駐車場等整理業務			
		<p>委託先が雇用する離職者の数に応じて、業務委託の範囲や内容を見直し、優遇措置を調整していかなければならない。離職者対策の趣旨の範囲内であることを十分吟味しながら、事業継続の中身を検討すべきである。(意見)</p>	<p>業務の機械化等、見直しの検討を行ったが、現在より経費の増加が見込まれるため、当面は現在の業務委託を継続し、委託先の離職者雇用が終了した際に再度検討を行う。 (管財課)</p>	措置済み
			<p><参考：平成30年9月28日公表分> 委託業務の内容について、離職者対策であることを念頭において関係機関と調整を行い、検討する。 (管財課)</p>	検討中
42-48	7 徳島県子どもの「家庭と学び」のサポート事業			
		<p>説明会の開催をもう少し早い時期に開催し、参加表明書の提出期限までの期間を十分にさせていただくとともに、参加表明書をインターネットでも受け付け、土日でも申し込みができる体制を確保することを検討していただきたい。(意見)</p>	<p>初めて参加する業者にとっては、説明会こそが本事業内容を理解する唯一の機会であるため、説明会から参加表明書の提出期限までの期間を十分に取るべきとの意見を受けた。 公募から参加表明書の提出期限までの日数が限られていることから、公募から説明会までの日数と、説明会から参加表明書の提出期限までの日数のバランスを考え、平成31年度事業に係るプロポーザルでは、それぞれ9日と14日に設定した。 この結果、説明会から参加表明書の提出期限までの期間を、平成28年度事業に係るプロポーザル実施時と比較して十分(6日間 14日間：土日含む)確保することができた。 (国保・自立支援課)</p>	措置済み
			<p><参考：平成30年9月28日公表分></p>	

			<p>平成30年度事業に係るプロポーザルでは、公募開始時期がゴールデンウィーク直前となったため、説明会に参加する側の調整に要する期間を考慮し、公募開始から説明会開催までの日数を、平成28年度事業に係るプロポーザル実施時より6日(14日間 20日間:土日祝含む)多く確保したが、説明会開催から参加表明書の提出期限までの日数は1日(6日間 7日間:土日含む)多く確保できただけであった。平成31年度事業に係るプロポーザルの実施においては、説明会開催から参加表明書の提出までの期間をさらに確保するよう努める。</p> <p>また、プロポーザル参加表明書の提出方法については、全国の自治体においてサイバーセキュリティ対策を強化した結果、住民や民間業者からのメールや申請書類が届かないといったトラブルがあったことから、インターネットでの受付を採用することは見送ったが、これまで持参に留まっていたものを、平成30年度から郵送でも受け付けた。 (国保・自立支援課)</p>	検討中
		<p>業務完了報告書に記載された経費の明細書について、関係証憑等の提出を求める必要があるのではないだろうか。委託業務の履行確認を適正に行うためにも、関係証憑等を提出させ、可能な限り実績との突合を行い、実績値を把握することにより、次年度以降の予算編成および事業運営に役立てていただきたい。(意見)</p>	<p>平成30年度の委託業務の履行確認を適正に行うために、委託先に毎月業務活動記録の提出を求め、活動量の確認を行った。</p> <p>また、委託先から関係証憑等の提出を求め、経費の明細書との突合を行った。この結果を次年度以降の予算編成および事業運営に役立てる。 (国保・自立支援課)</p>	措置済み
			<p><参考:平成30年9月28日公表分> 平成30年度の業務完了時には、それぞれの委託先に活動記録の提出を求め、業務の履行状況を確認し、業務の活動量と必要経費の妥当性を検証することとした。 (国保・自立支援課)</p>	検討中
49-56	8 徳島県介護実習・普及センター運営事業	<p>今後はプロポーザル方式を採用する等、その選択肢を拡張することも重要である。その結果、委託先が法人Kに決定されたなら、引き続き今後も、実習普及センターとしての運営を十分行うことができる施設、人員等の確認を行い、必要な経費を精査したうえで、委託契約を締結し、事業の実施を検討していただきたい。(意見)</p>	<p>平成31年度は、施設の状況、人員及び所要経費等を考慮の上、プロポーザルにより委託先を選定した。 (長寿いきがい課)</p> <p><参考:平成30年9月28日公表分> 平成31年度からプロポーザル方式を採用するとともに、事業委託先の選定に当たっては、施設の状況、人員や所要経費等を考慮の上、行うこととした。 (長寿いきがい課)</p>	措置済み 検討中

57-63	9 介護職員によるたんの吸引等研修事業	<p>相手先である法人Kから提出された委託業務完了報告書に添付されている経費の明細書を見ると、経費明細の総額は6,105,760円となっている。</p> <p>その内訳は賃金(1,020,008円)、報償費(1,536,385円)、旅費(150,060円)、需用費(2,108,611円)、役務費(563,696円)、借損(727,000円)である。</p> <p>この経費明細について、賃金、講師謝金、印刷製本、借上料等の詳細な記載があるにもかかわらず、県は関係証憑等との突合を行っておらず、業務完了承認書を送付している。</p> <p>今後は業務完了報告書に記載された経費の明細書について、関係証憑等の提出を求める必要があるのではないだろうか。委託業務の履行確認を適正に行うためにも関係証憑等を提出させ、可能な限り実績との突合を行い、実績値を把握することにより、次年度以降の予算編成および事業運営に役立てていただきたい。(意見)</p>	<p>平成30年度の委託業務完了報告書に添付された経費の明細書と関係証憑等との突合を行い、実績値を把握した。この結果を次年度以降の予算編成および事業運営に役立てる。 (長寿いきがい課)</p> <hr/> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成30年度分から委託先に対し、経費に係る関係証憑等の提出を求め、実績との突合を行うこととした。 (長寿いきがい課)</p>	<p>措置済み</p> <hr/> <p>検討中</p>
71-76	1 1 徳島県認知症介護実践研修事業	<p>平成12年度と比較すると現在は社会福祉法人等の質、また同事業を実施できる規模をもつ法人の数も格段に増加しており、法人Sしか本事業を実施できないとは考えられない。</p> <p>もちろん法人Sの委託事業の成果については十分に理解できるところではあるが、今後は、同じコストでより高いレベルの事業が実施できるよう、プロポーザル方式の採用を考えることも重要な課題である。(意見)</p> <p>単位事業に占める当該随意契約は、金額的には総予算に占める割合は低くなっているが、税金を使う事業である以上軽視することはできない。</p> <p>相手先である法人Sから提出された委託業務完了報告書に添付されている経費の明細書には、本委託業務を実践者研修とリーダー研修に分け、その経費が細分化されて表示されている。</p> <p>これに対し、県は業務完了報告書に添付された経費の明細書について、関係証憑等との突合を行っておらず、業務完了承認書を送付している。</p> <p>今後は業務完了報告書に記載された経費の明細書について、関係証憑等の提出を求める必要があるのではないだろうか。委託業務の履行確認を適正に行うためにも、</p>	<p>平成31年度はプロポーザルにより委託先を選定した。 (長寿いきがい課いきがい・活躍推進室)</p> <hr/> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成31年度からプロポーザル方式を採用することとした。 (長寿いきがい課いきがい・活躍推進室)</p> <p>平成30年度の委託業務完了報告書に添付された経費の明細書と関係証憑等との突合を行い、実績値を把握した。この結果を次年度以降の予算編成および事業運営に役立てる。 (長寿いきがい課いきがい・活躍推進室)</p> <hr/> <p><参考：平成30年9月28日公表分> 平成30年度分から委託先に対し、経費に係る関係証憑等の提出を求め、実績との突合を行うこととした。 (長寿いきがい課いきがい・活躍推進室)</p>	<p>措置済み</p> <hr/> <p>検討中</p> <hr/> <p>検討中</p>

		関係証憑等を提出させ、可能な限り実績との突合を行い、実績値を把握することにより、次年度以降の予算編成および事業運営に役立てていただきたい。(意見)		
186-189	3 2 駐車場設備の保守、夜間警備及び維持管理業務	<p>再委託を承認する際に、再委託する業務の具体的な内容や予算額が明らかにされておらず、再委託を承諾するか否かの検討や判断が適切にできるとは思えない。再委託を承認する際に、再委託する業務の具体的な内容や予算額を明らかにさせるべきである。</p> <p>業務完了報告を受ける際に、再委託を行った業務についても、業務の具体的な内容、精算額、及び完了が確認できる資料を提出させておくべきである。(意見)</p>	<p>平成30年度は、業務完了報告を受ける際に再委託を行った業務についても、業務の具体的な内容、精算額及び完了が確認できる資料を提出させ、再委託に問題がなかったことを確認した。</p> <p>(東部県土整備局 < 徳島 >)</p> <hr/> <p>< 参考：平成30年9月28日公表分 > 平成30年度は、再委託する業務の具体的な内容や予算額を記載した「再委託承諾申請書」を受託者から提出させ確認した上で、再委託を承諾した。</p> <p>業務完了報告を受ける際には、再委託を行った業務についても、業務の具体的な内容、精算額、及び完了が確認できる資料を提出させ、再委託に問題がなかったかどうかの確認を行う。</p> <p>(東部県土整備局 < 徳島 >)</p>	<p>措置済み</p> <hr/> <p>検討中</p>